

第3期岐阜県障がい者総合支援プラン
(最終案)

令和3年3月
岐阜県

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格及び位置付け	2
3 計画の期間	3
4 障害保健福祉圏域の設定	3
5 計画の推進	4
(1) 期待される役割と責務	4
(2) 施策の推進体制	4
第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向	5
1 障がい者の動向	5
(1) 身体障がい者	6
(2) 知的障がい者	9
(3) 精神障がい者	11
(4) 難病患者	13
2 障がい者を取り巻く施策の動向	17
(1) 国の障害者基本計画	17
(2) 障害者権利条約の締結	18
(3) 障害者総合支援法の改正	18
(4) 児童福祉法の改正	19
(5) 障害者雇用促進法の改正	19
(6) 障害者差別解消法の施行	20
(7) 発達障害者支援法の改正	20
(8) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行	21
(9) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の施行	21
(10) 障害者文化芸術推進法の施行	22
(11) 読書バリアフリー法の施行	23
(12) 東京2020パラリンピックの開催	23
(13) 全国障害者芸術・文化祭の開催	24
第3章 計画の概要	25
1 基本目標	25
2 施策体系	26

第4章 分野別施策	27
I 安心して暮らせる社会環境づくり	27
1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進	27
(1) 障害者差別解消法の推進	27
(2) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の推進	28
(3) 障がい者の虐待防止、権利・利益の保護	31
2 福祉を支える地域社会の構築	34
(1) 地域での支え合い活動の推進	34
(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進	35
3 福祉のまちづくりの推進	36
(1) ひとにやさしいまちづくりの推進	36
(2) 移動等の円滑化の推進	37
4 身近な相談支援体制の確立	40
(1) 相談支援従事者の養成、確保及び質の向上	40
(2) 専門性の高い相談支援事業の実施	41
(3) 地域における事業所間のネットワーク強化	42
5 ぎふ清流福祉エリアにおける支援の充実	44
(1) ぎふ清流福祉エリアを活用した支援体制の充実	44
6 情報環境の整備	49
(1) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進	49
(2) 障がい者の情報リテラシーに対する支援	55
(3) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進	56
7 安全な暮らしの確保（防災・防犯・感染症対策）	58
(1) 防災対策の充実	58
(2) 防犯対策の充実	60
(3) <u>感染症対策の充実</u>	61
8 福祉人材の確保支援と育成	63
(1) 福祉人材確保対策の総合的な推進	63
(2) 障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上	65
II 社会参加と自立を進める支援の充実	67
1 教育の充実	67
(1) 特別支援教育を支える体制の整備	67
(2) 障がいのある児童生徒のニーズへの対応	68
(3) 教員の専門性向上	71
2 雇用・就労の促進	73

(1) 障がい者の一般就労拡大の推進	73
(2) 福祉的就労の充実	78
3 外出や移動の支援	81
(1) 移動支援の充実	81
4 障がい者スポーツの充実	82
(1) 障がい者スポーツの充実	82
5 障がい者の芸術文化活動の充実	85
(1) 障がい者の芸術文化活動の充実	85
Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実	89
1 障がい者の地域生活支援	89
(1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域移行支援	89
(2) 入院中の精神障がい者の地域移行、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進	93
(3) 発達障がい児者支援の充実	95
(4) 高齢障がい者への支援の充実	98
2 施設入所者への環境・サービスの質の向上	100
(1) 入所施設の居住環境の整備やサービスの質の向上	100
(2) 県立ひまわりの丘の再整備	101
3 生活支援に係る各種制度等の活用促進	103
(1) 各種手当制度や割引・減免制度の周知徹底	103
Ⅳ 質の高い保健・医療提供体制の整備	104
1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実	104
(1) 各種健診の受診勧奨や保健指導、心の健康づくりの推進	104
2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実	108
(1) 保健・医療体制の充実	108
(2) 療育体制の充実	109
(3) 強度行動障がい支援体制の充実	110
(4) 重度障がい・医療的ケア児者支援の充実	112
(5) 難病患者支援の充実	114
(6) 難聴児支援の充実	115
3 リハビリテーション体制の整備	117
(1) 地域リハビリテーションの充実	117
第5章 国の基本指針に即して定める「第6期障害福祉計画」	119
1 計画の策定にあたって	119
(1) 計画の性格及び位置付け	119

(2) 第6期計画の期間	119
(3) 障害保健福祉圏域の設定	119
(4) 計画の推進体制	120
(5) 障害福祉サービス等の見込量の算出	120
2 数値（成果）目標	121
(1) 令和5年度の数値（成果）目標の設定	121
(2) 令和5年度の活動指標の設定	131
3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等	132
(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等	132
(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について	141
第6章 国の基本指針に即して定める「第2期障害児福祉計画」	150
1 計画の策定にあたって	150
(1) 計画の性格及び位置付け	150
(2) 第2期計画の期間	150
(3) 障害保健福祉圏域の設定	150
(4) 計画の推進体制	151
(5) 障害児通所支援等の見込量の算出	151
2 数値（成果）目標	152
(1) 令和5年度の数値（成果）目標の設定	152
(2) 令和5年度の活動指標の設定	154
3 障害児通所支援等の見込量と確保対策等	156
(1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等	156
(2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について	160
第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項	163
1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項	163
(1) 専門性の高い相談支援事業	163
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	164
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	165
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	166
(5) 広域的な支援事業	166
【参考】	
「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）	168

第8章 達成目標	171
I 安心して暮らせる社会環境づくり	171
II 社会参加と自立を進める支援の充実	172
III 日常生活を支える福祉の充実	173
IV 質の高い保健・医療提供体制の整備	175
資料	176
障がい者のニーズ（将来必要なサービス）について	176
障がい児のニーズ（将来必要なサービス）について	180
障がい福祉に関するアンケート調査結果	184
岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例	189
岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例	193
岐阜県障害者施策推進協議会条例	197
岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿	198
岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱	199
岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿	201
計画の策定経過	203
用語解説	205

1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本県では、これまで「岐阜県障害者基本計画」（平成7年度～16年度）、「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」（平成22年度～26年度）、「岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成27年度～29年度）、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障がい者施策の一層の推進と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ってまいりました。

一方、この間、国においては、平成28年4月に、障がい者に対する差別的取扱いの禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されたほか、県においても、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、議員提案条例による「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」及び「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」がそれぞれ施行されました。これらの条例では、障がい者関係団体の役割が明記され、障がい者関係団体は自ら主体的に障がいのある人に対する県民の理解啓発に取り組み、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現及び意思疎通手段の利用の促進に取り組むことが規定されています。

さらには、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正による法定雇用率の拡大等、障がい者の一般就労の拡大に向けた取組みが推進されているほか、令和3年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを契機として障がい者スポーツや、障がい者の芸術文化への取組みも強化が進んでいます。

また、平成28年5月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「自立生活援助」や「就労定着支援」などの新しいサービスを設けることや、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を策定することとなりました。

近年では、平成30年6月の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）」の施行及び令和元年6月の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」の施行により、障がい者の社会参加を推進する施策の充実が図られています。

本県では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がいのある人

もない人も共に生きる清流の国づくりの着実な進展を目指して、「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」として改定するものです。

2 計画の性格及び位置付け

- (1) 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び児童福祉法33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」として策定するものであり、県の障がい者施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障がい者及び障がい児を対象とした障害福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。
- (2) 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるもので、かつ、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。
- (3) 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者文化芸術推進法第8条の規定に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としての性格も併せ持ちます。
- (4) これらの計画は、県政運営の指針である『清流の国ぎふ』創生総合戦略（令和元年度～5年度）の内容を踏まえたものとしているほか、保健医療計画をはじめとする県が定める各種計画との整合、さらには、SDGsの達成に向けた取組みの推進についても、本県の実情を踏まえ反映しました。



(出典:国際連合広報センターホームページ)

3 計画の期間

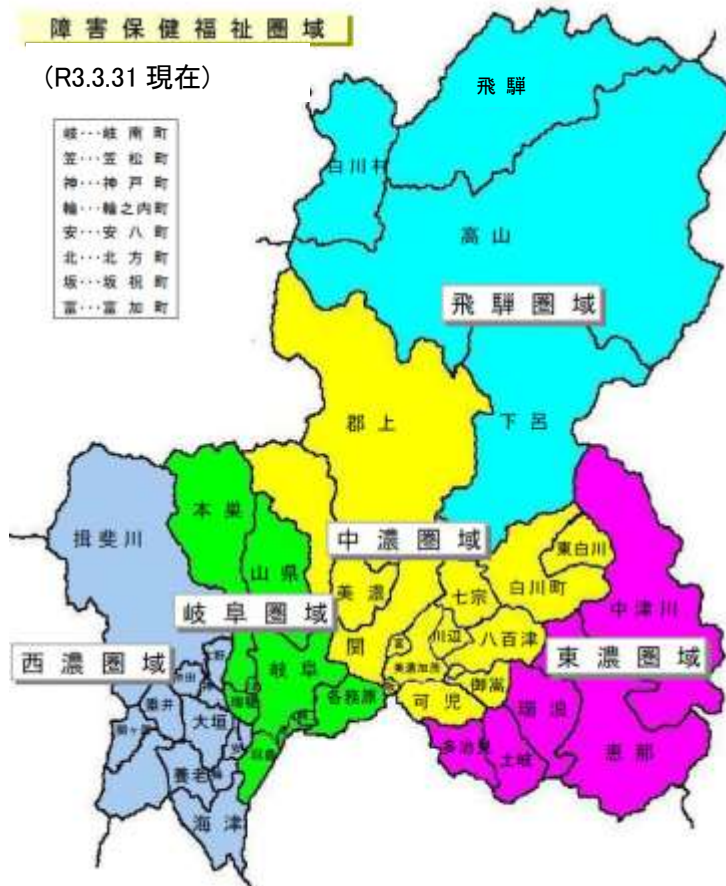
この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 障害保健福祉圏域の設定

障害福祉サービスについては、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで主体的に取り組んでいくことが重要です。しかしながら、市町村によっては対象となる障がい者が少なく、障がいの種類によっては専門的な対応が必要になるといったことから、複数の市町村による広域的な取組みも必要です。

そこで、県内に下記の5つの障害保健福祉圏域を設定し、必要なサービスを圏域の中で計画的に推進する体制を確立します。

なお、この圏域設定は、岐阜県保健医療計画二次医療圏及び岐阜県老人保健福祉圏域と同一としています。



圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

5 計画の推進

(1) 期待される役割と責務

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の規定にもあるように、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる「共生社会」を実現していくためには、県だけではなく、障がい者関係団体、市町村、県民がそれぞれの役割と責務を自覚し、協力、連携して障がい者施策や障害福祉サービスの提供に協力・連携して取り組むことが期待されます。

また、地域によって異なる多様な課題に対応し、住民が望むサービスを提供していくために、できる限り住民に近い市町村がサービスの実施主体であることを踏まえながら、市町村や国と課題を共有し、対等な立場で課題解決に向けて協力して取り組んでいくという姿勢を基本としていくことが期待されます。

一方で、障がいのある人等も、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるとともに、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努めることが期待されます。

(2) 施策の推進体制

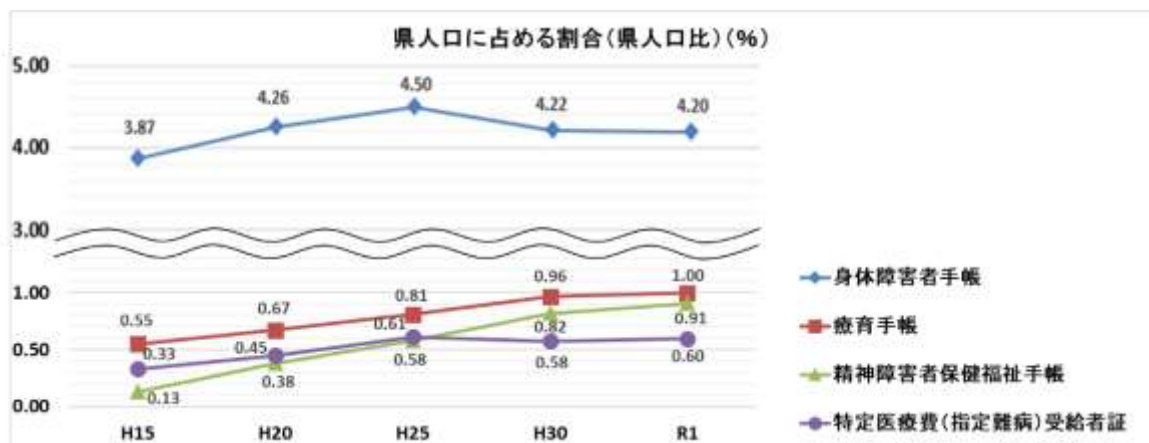
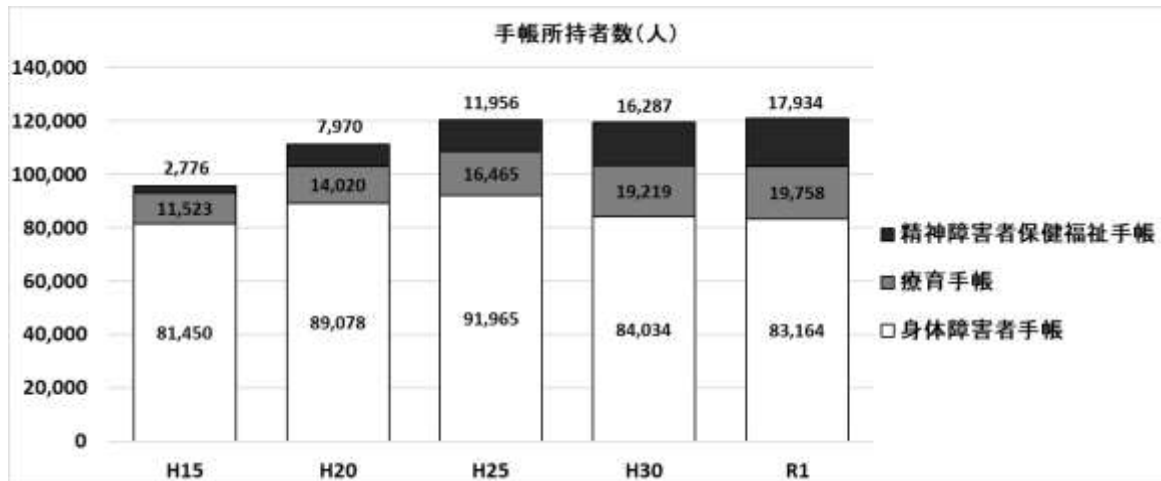
- ① 県は、この計画の内容が市町村障害者計画に適切に反映され、着実な実施が図られるよう、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定、改定等の支援を行います。
- ② 施策の推進に当たっては、市町村と県との連携を密にし、協働して障がい者福祉の向上に努めます。
- ③ 計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行い、評価結果の公表に取り組みます。また、計画の推進や見直し等に当たっても、「岐阜県障害者施策推進協議会」や「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴取するとともに、障がい者関係団体や県民ニーズ等を十分踏まえて進めます。

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

1 障がい者の動向

令和元年度末現在で、県内の手帳所持者は、身体(身体障害者手帳)83,164人、知的(療育手帳)19,758人、精神(精神障害者保健福祉手帳)17,934人、合計120,856人となっています。また、難病患者のうち、特定医療費(指定難病)受給者証交付者数は11,786人となっています。

平成15年度末現在と比べると、身体(2.1%増)、知的(71.5%増)、精神(546.0%増)とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しています。また、県人口に占める割合(県人口比)についても増加傾向にあります。



(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R1	
	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比
手帳所持者数(合計)	95,749	4.55	111,068	5.31	120,386	5.89	119,540	6.00	120,856	6.11
身体障害者手帳	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.50	84,034	4.22	83,164	4.20
療育手帳	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.81	19,219	0.96	19,758	1.00
精神障害者保健福祉手帳	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.58	16,287	0.82	17,934	0.91
特定医療費(指定難病)受給者証	6,898	0.33	9,315	0.45	12,414	0.61	11,453	0.58	11,786	0.60

※1 人口は、平成15～25年度は、住民基本台帳に基づく人口(平成20年度までは3月31日、25年度は1月1日現在)、平成30年度以降は、岐阜県人口動態統計調査に基づく人口(4月1日現在)。

※2 平成15～25年度の「特定医療費(指定難病)受給者証」の人数は、特定疾患治療研究事業(医療費助成事業)の受給者数を計上。

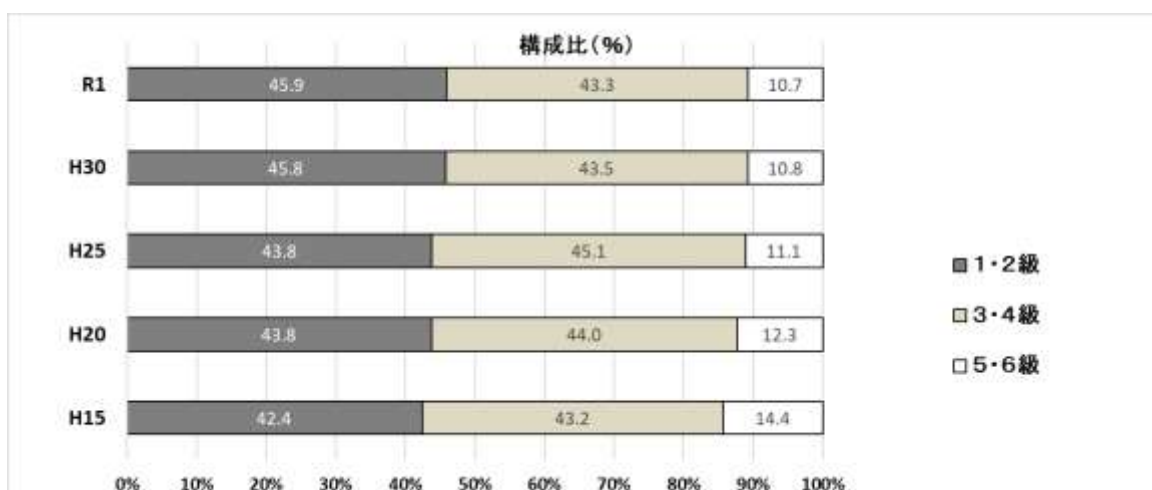
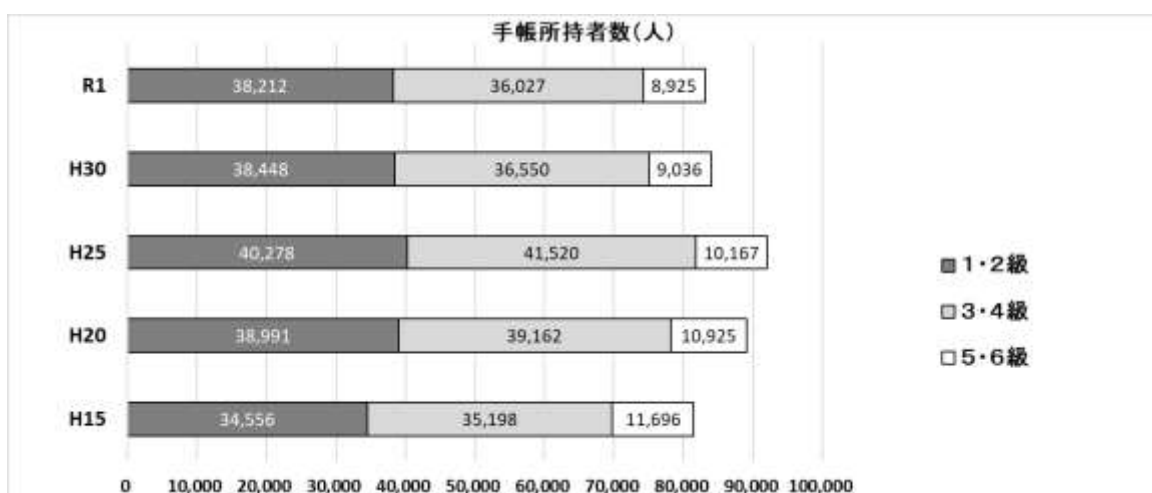
(1) 身体障がい者

①障がい等級別

障がい等級別に見ると、1・2級の重度障がい者が38,212人(構成比45.9%)と最も多く、次いで3・4級の中度障がい者が36,027人(同43.3%)、5・6級の軽度障がい者が8,925人(同10.7%)となっています。

平成15年度から令和元年度までの等級別の構成比の推移を見ると、重度障がい者の構成比が増加しているのに対し、軽度障がい者の構成比は減少しており、障がいの重度化がうかがえます。

障がい等級別の推移 (H15～R元年度)



(単位:人、%、各年度末現在)

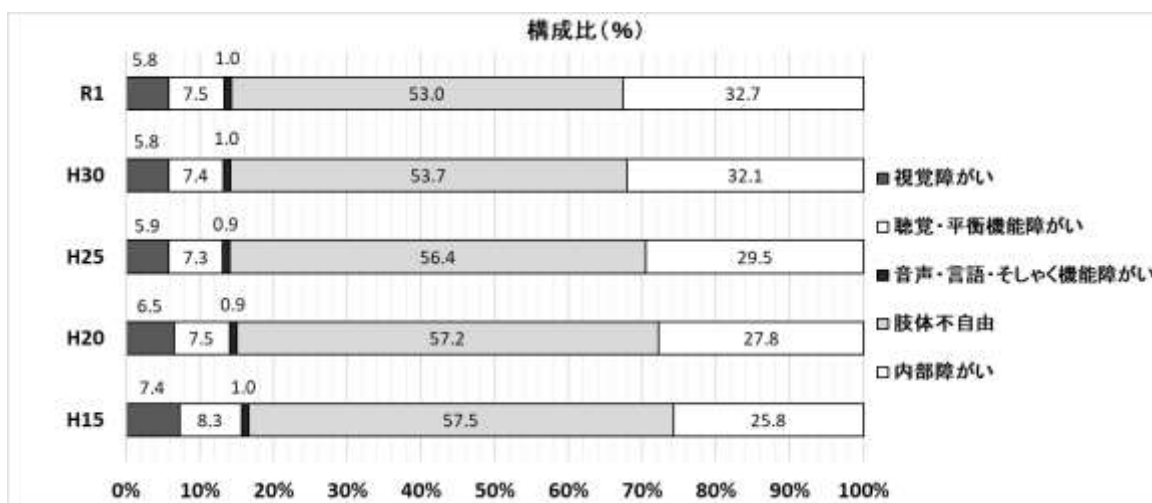
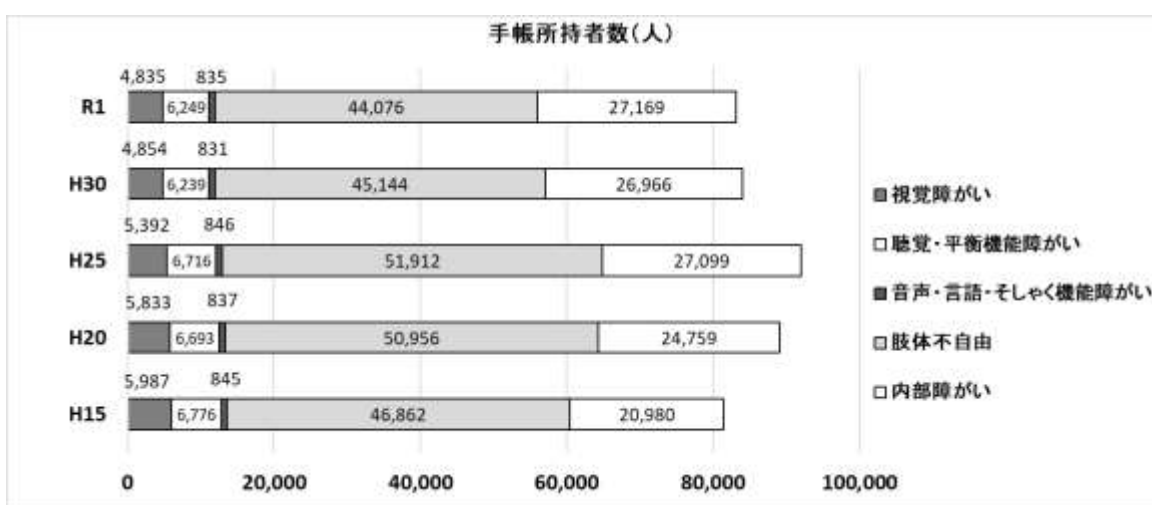
	H15		H20		H25		H30		R1	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1・2級(重度障がい者)	34,556	42.4	38,991	43.8	40,278	43.8	38,448	45.8	38,212	45.9
3・4級(中度障がい者)	35,198	43.2	39,162	44.0	41,520	45.1	36,550	43.5	36,027	43.3
5・6級(軽度障がい者)	11,696	14.4	10,925	12.3	10,167	11.1	9,036	10.8	8,925	10.7
合計	81,450	100.0	89,078	100.00	91,965	100	84,034	100	83,164	100

② 障がい部別

障がい部別に見ると、「肢体不自由」が44,076人(構成比53.0%)と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が27,169人(同32.7%)と多く、全体の約3分の1を占めています。

平成15年度から令和元年度までの部別別の構成比の推移を見ると、「内部障がい」が25.8%から32.7%と増加しているのに対し、その他の障がいの構成比は横ばい又は減少しており、「内部障がい」を除くすべての障がいで、手帳所持者数そのものが減少しています。

障がい部別別の推移 (H15～R元年度)



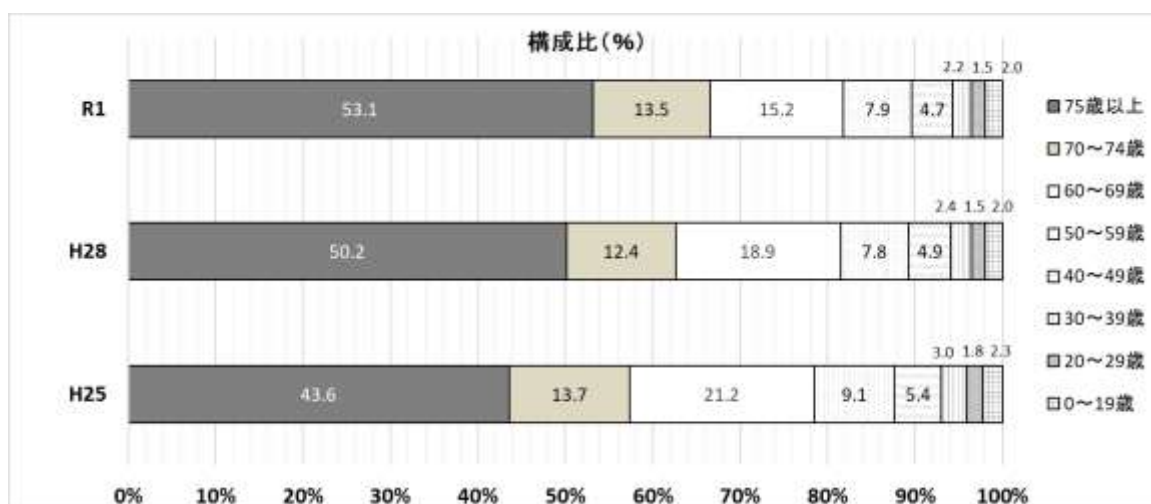
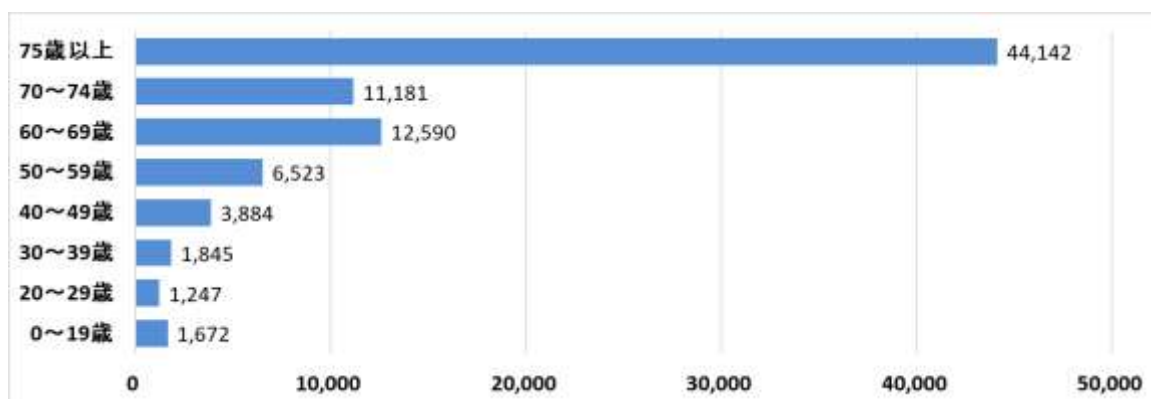
(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R1	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
視覚障がい	5,987	7.4	5,833	6.5	5,392	5.9	4,854	5.8	4,835	5.8
聴覚・平衡機能障がい	6,776	8.3	6,693	7.5	6,716	7.3	6,239	7.4	6,249	7.5
音声・言語・そしゃく機能障がい	845	1.0	837	0.9	846	0.9	831	1.0	835	1.0
肢体不自由	46,862	57.5	50,956	57.2	51,912	56.4	45,144	53.7	44,076	53.0
内部障がい	20,980	25.8	24,759	27.8	27,099	29.5	26,966	32.1	27,169	32.7
合計	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0	84,034	100.0	83,164	100.0

③ 年齢階層別

年齢階層別に見ると、70歳以上の割合が全体の約7割を占めています。また、身体障害者手帳所持者のうち70歳以上の割合が増加傾向にあり、今後も身体障がい者の高齢化が見込まれます。

身体障害者手帳所持者の年齢別分布（令和2年3月末現在、人）



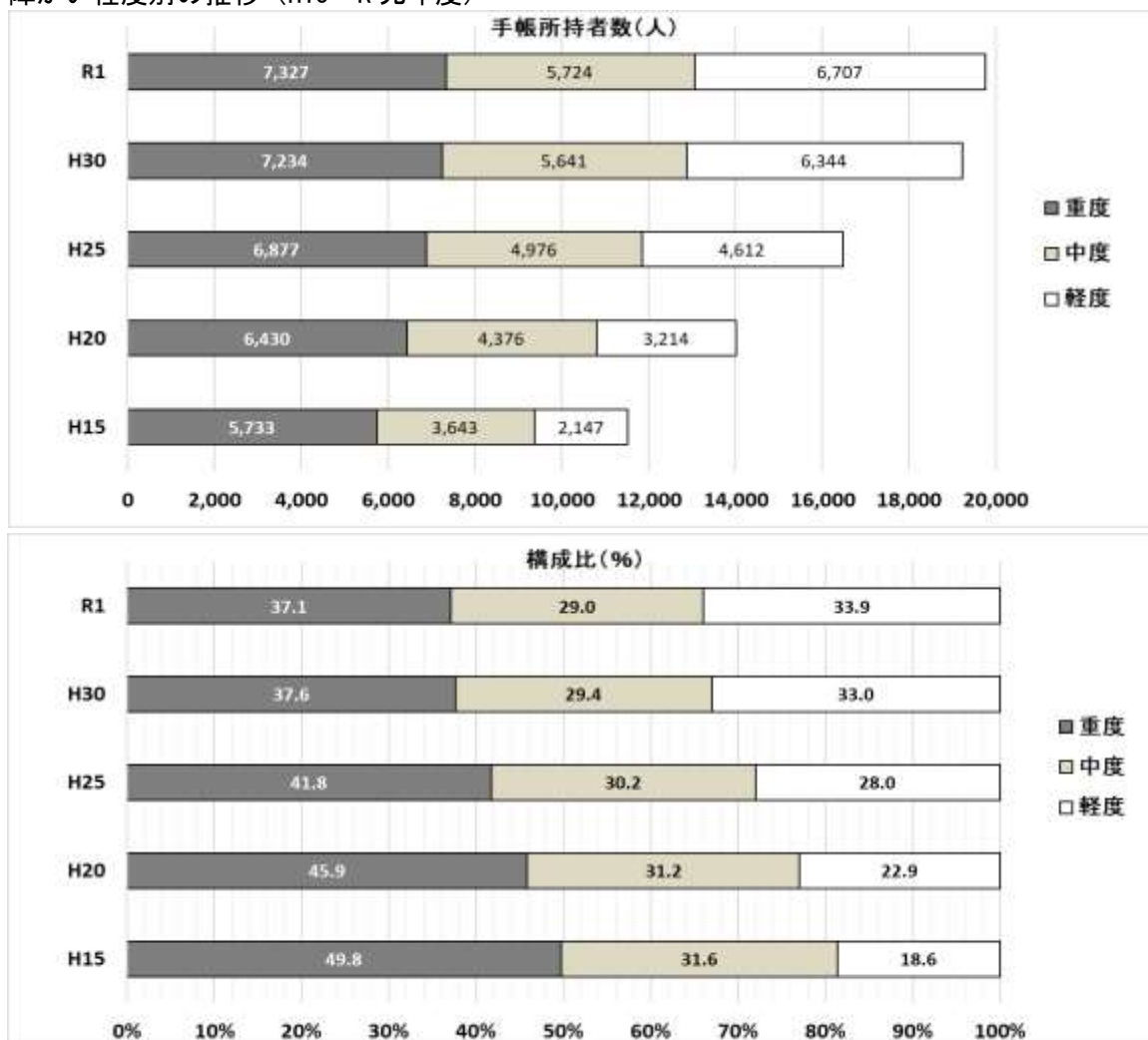
(2) 知的障がい者

① 障がい程度別

障がい程度別に見ると、重度(A、A1、A2)が7,327人(構成比37.1%)と約4割を占めて最も多く、次いで軽度(B2)が6,707人(同33.9%)、中度(B1)が5,724人(同29.0%)となっています。

平成15年度から令和元年度までの障がい程度別の構成比の推移では、特に軽度(B2)の割合が増加傾向にあります。平成18年から、発達障がいの診断を受け、行動面の問題を有する場合は、境界域の知能指数で軽度(B2)の療育手帳が取得できるようになりました。軽度(B2)の割合の増加は、発達障がいの認知度の高まりも影響していると考えられます。

障がい程度別の推移 (H15～R元年度)



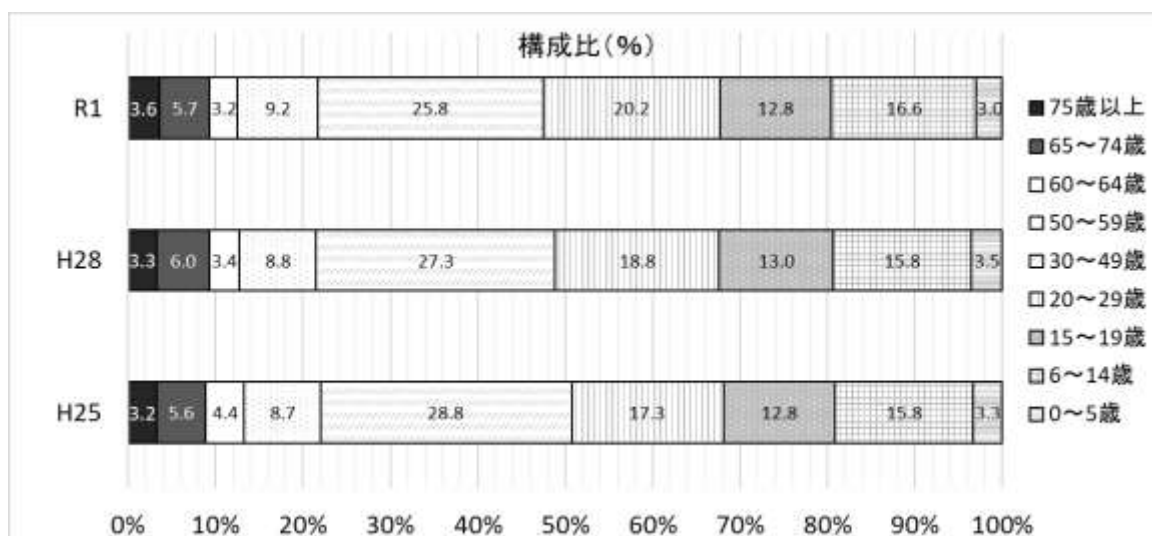
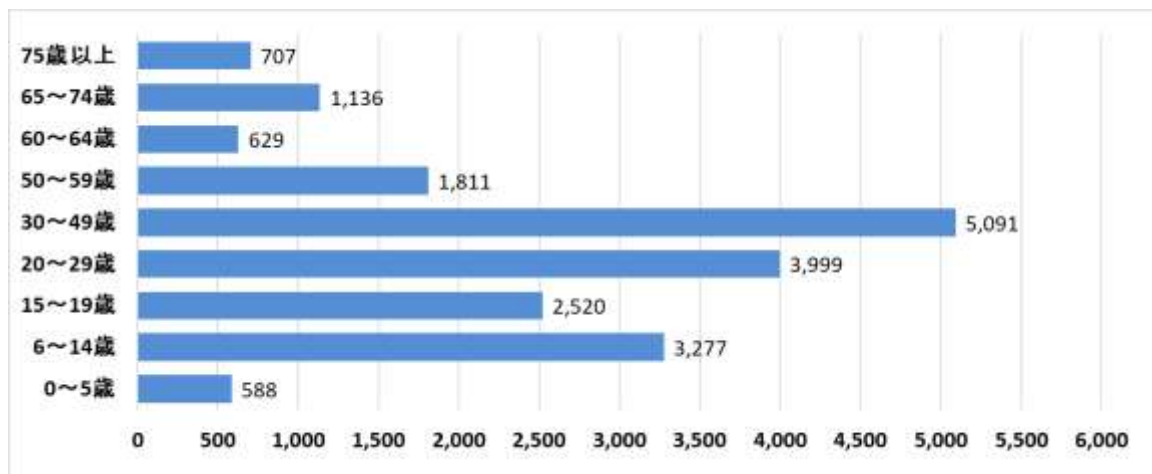
(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R1	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
重度(A、A1、A2)	5,733	49.8	6,430	45.9	6,877	41.8	7,234	37.6	7,327	37.1
中度(B1)	3,643	31.6	4,376	31.2	4,976	30.2	5,641	29.4	5,724	29.0
軽度(B2)	2,147	18.6	3,214	22.9	4,612	28.0	6,344	33.0	6,707	33.9
計	11,523	100.0	14,020	100.00	16,465	100	19,219	100	19,758	100

② 年齢階層別

知的障がい発達期に現れるものであるため、若年層の割合が高くなっています。
また、平成25年度から令和元年度までの年齢構成比に大きな変化は見られません。

療育手帳所持者の年齢別分布（令和2年3月末現在、人）



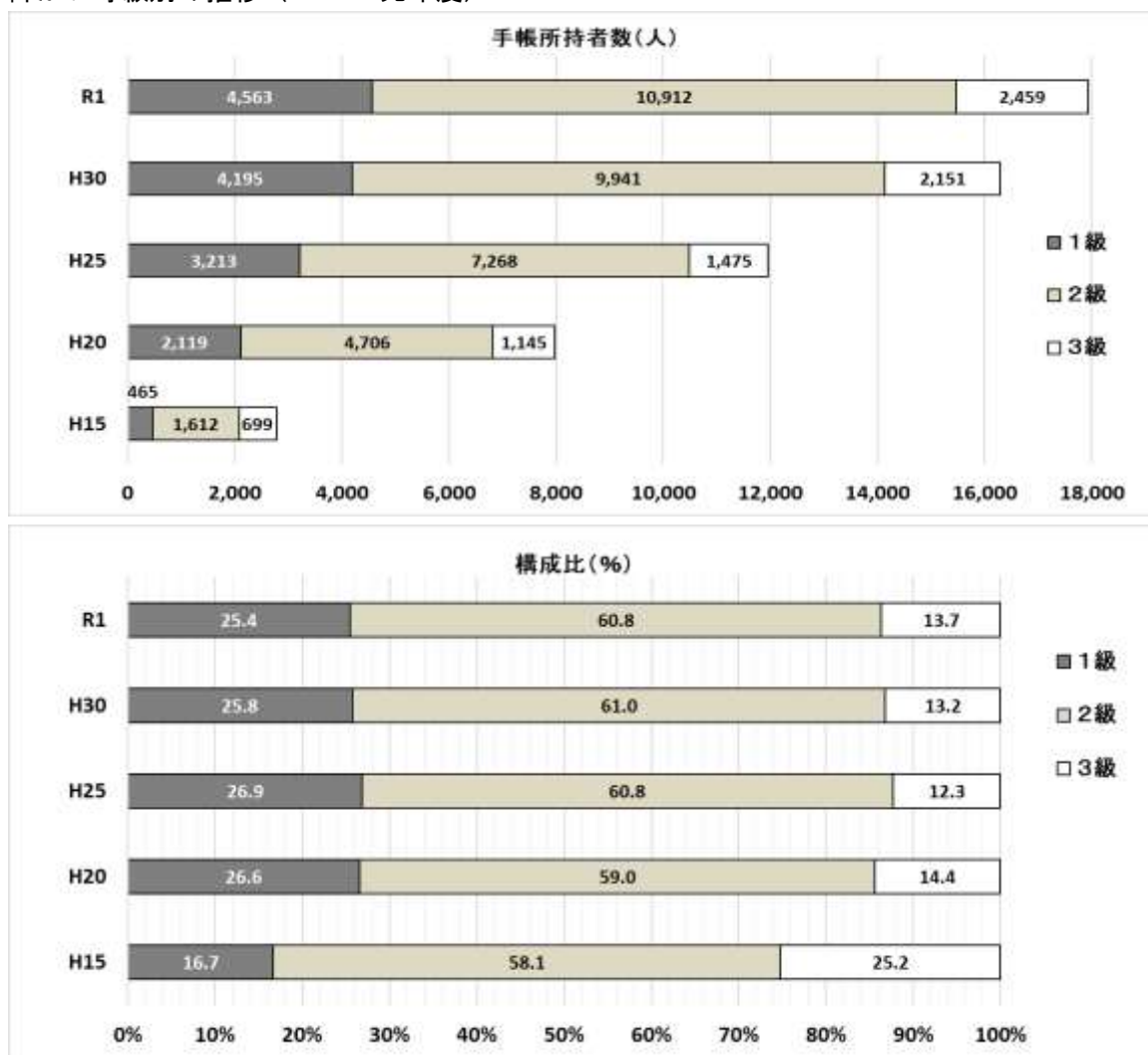
(3) 精神障がい者

① 障がい等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、2級が10,912人(構成比60.8%)と最も多く、次いで1級が4,563人(同25.4%)、3級が2,459人(同13.7%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成15年度末現在と比べ、年々増加していますが、特に近年は、平成18年度の県福祉医療費助成制度の改正等を背景に、手帳所持者が急激に増加しています。その結果、令和元年度の手帳所持者数は、平成15年度の約6.4倍に増加しています。

障がい等級別の推移 (H15~R元年度)



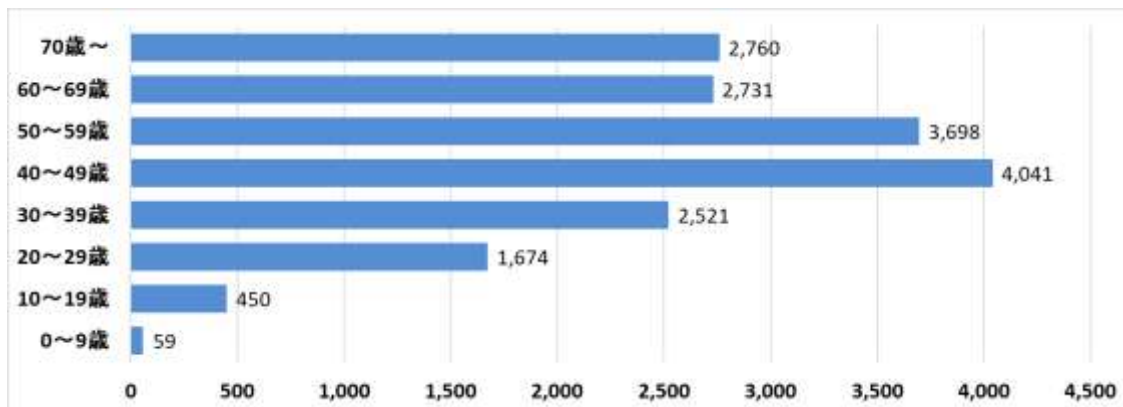
(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R1	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1級	465	16.7	2,119	26.6	3,213	26.9	4,195	25.8	4,563	25.4
2級	1,612	58.1	4,706	59.0	7,268	60.8	9,941	61.0	10,912	60.8
3級	699	25.2	1,145	14.4	1,475	12.3	2,151	13.2	2,459	13.7
計	2,776	100.0	7,970	100.00	11,956	100.0	16,287	100.0	17,934	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、40歳代が最も多く、次いで50歳代、70歳以上の順となっており、中高年層に多いことがうかがえます。

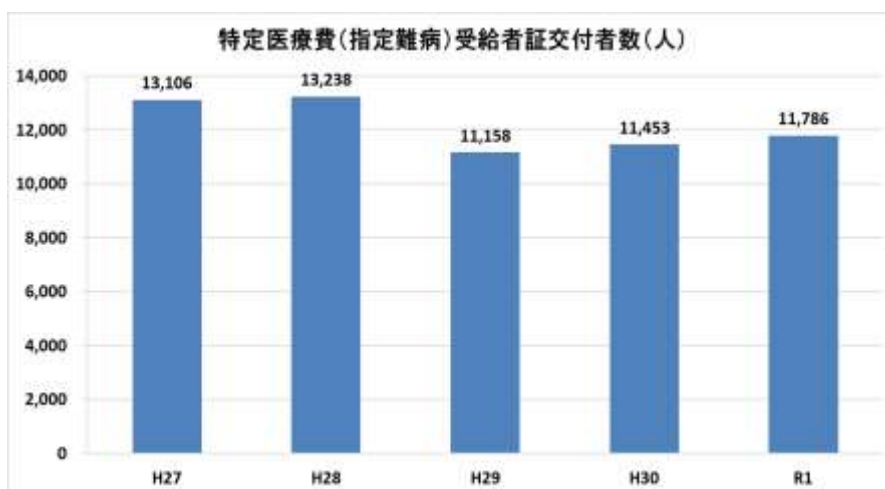
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別分布（令和2年3月末現在、人）



(4) 難病患者

障害者総合支援法の施行により、障害者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障害福祉サービス等を利用することが可能となりました。また、令和元年7月からは、同法の対象となる難病等が361疾病に拡大されています。

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」が施行され、特定疾患治療研究事業は指定難病医療費助成制度として移行されました。これに伴い対象疾病が徐々に拡大され、令和元年7月からは、333疾病が対象となっています。令和元年度末の特定医療費(指定難病)受給者証交付者数は11,786人となっています。



※平成29年度は、難病法施行後3年間の経過措置が平成29年12月31日で終了したことにより、難病法での認定基準が適用された影響で、受給者証交付者数が減少。

障害者総合支援法の対象となる疾病(令和2年4月1日現在)

1	アイカルディ症候群	2	アイザックス症候群	3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患	5	亜急性硬化性全脳炎	6	アジソン病
7	アッシャー症候群	8	アトピー性脊髄炎	9	アペール症候群
10	アミロイドーシス	11	アラジュール症候群	12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病	14	アンジェルマン症候群	15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症	17	一次性ネフローゼ症候群	18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	I p 36 欠失症候群	20	遺伝性自己炎症疾患	21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺	23	遺伝性膝炎	24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	ウィーバー症候群	26	ウィリアムズ症候群	27	ウイルソン病
28	ウエスト症候群	29	ウェルナー症候群	30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病	32	HTLV-1 関連脊髄症	33	A T R - X 症候群
34	A D H 分泌異常症	35	エーラス・ダンロス症候群	36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病	38	エマヌエル症候群	39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜	41	黄色靭帯骨化症	42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群	44	オクシピタル・ホーン症候群	45	オスラー病
46	カーニー複合	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	48	潰瘍性大腸炎

49	下垂体前葉機能低下症	50	家族性地中海熱	51	家族性良性慢性天疱瘡
52	カナバン病	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ア クネ症候群	54	歌舞伎症候群
55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトラ ンスフェラーゼ欠損症	56	カルニチン回路異常症	57	加齢黄斑変性
58	肝型糖原病	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）	60	環状 20 番染色体症候群
61	関節リウマチ	62	完全大血管転位症	63	眼皮膚白皮症
64	偽性副甲状腺機能低下症	65	ギャロウェイ・モフト症候群	66	急性壊死性脳症
67	急性網膜壊死	68	球脊髄性筋萎縮症	69	急速進行性糸球体腎炎
70	強直性脊椎炎	71	巨細胞性動脈炎	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病 変）
73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病 変）	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
76	筋萎縮性側索硬化症	77	筋型糖原病	78	筋ジストロフィー
79	クッシング病	80	クリオピリン関連周期熱症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症 候群
82	クルーゾン症候群	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症	84	グルタル酸血症 1 型
85	グルタル酸血症 2 型	86	クロウ・深瀬症候群	87	クローン病
88	クロンカイト・カナダ症候群	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症	90	結節性硬化症
91	結節性多発動脈炎	92	血栓性血小板減少性紫斑病	93	限局性皮質異形成
94	原発性局所多汗症	95	原発性硬化性胆管炎	96	原発性高脂血症
97	原発性側索硬化症	98	原発性胆汁性胆管炎	99	原発性免疫不全症候群
100	顕微鏡の大腸炎	101	顕微鏡的多発血管炎	102	高 I g D 症候群
103	好酸球性消化管疾患	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	105	好酸球性副鼻腔炎
106	抗糸球体基底膜腎炎	107	後縦靭帯骨化症	108	甲状腺ホルモン不応症
109	拘束型心筋症	110	高チロシン血症 1 型	111	高チロシン血症 2 型
112	高チロシン血症 3 型	113	後天性赤芽球癆	114	広範脊柱管狭窄症
115	膠様滴状角膜ジストロフィー	116	抗リン脂質抗体症候群	117	コケイン症候群
118	コストロ症候群	119	骨形成不全症	120	骨髓異形成症候群
121	骨髓線維症	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	123	5p 欠失症候群
124	コフィン・シリズ症候群	125	コフィン・ローリー症候群	126	混合性結合組織病
127	鰓耳腎症候群	128	再生不良性貧血	129	サイトメガロウィルス角膜炎
130	再発性多発軟骨炎	131	左心低形成症候群	132	サルコイドーシス
133	三尖弁閉鎖症	134	三頭酵素欠損症	135	CFC 症候群
136	シェーグレン症候群	137	色素性乾皮症	138	自己貪食空胞性ミオパチー
139	自己免疫性肝炎	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	141	自己免疫性溶血性貧血
142	四肢形成不全	143	シトステロール血症	144	シトリン欠損症
145	紫斑病性腎炎	146	脂肪萎縮症	147	若年性特発性関節炎
148	若年性肺気腫	149	シャルコー・マリー・トゥース病	150	重症筋無力症
151	修正大血管転位症	152	ジュベール症候群関連疾患	153	シュワルツ・ヤンペル症候群

154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	155	神経細胞移動異常症	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
157	神経線維腫症	158	神経フェリチン症	159	神経有棘赤血球症
160	進行性核上性麻痺	161	進行性骨化性線維異形成症	162	進行性多巣性白質脳症
163	進行性白質脳症	164	進行性ミオクロースてんかん	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	167	スタージ・ウェーバー症候群	168	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
169	スミス・マギニス症候群	170	スモン	171	脆弱 X 症候群
172	脆弱 X 症候群関連疾患	173	成人スチル病	174	成長ホルモン分泌亢進症
175	脊髄空洞症	176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	177	脊髄髄膜瘤
178	脊髄性筋萎縮症	179	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	180	前眼部形成異常
181	全身性エリテマトーデス	182	全身性強皮症	183	先天異常症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア	185	先天性核上性球麻痺	186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
187	先天性魚鱗癬	188	先天性筋無力症候群	189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
190	先天性三尖弁狭窄症	191	先天性腎性尿崩症	192	先天性赤血球形成異常性貧血
193	先天性僧帽弁狭窄症	194	先天性大脳白質形成不全症	195	先天性肺静脈狭窄症
196	先天性風疹症候群	197	先天性副腎低形成症	198	先天性副腎皮質酵素欠損症
199	先天性ミオパチー	200	先天性無痛無汗症	201	先天性葉酸吸収不全
202	前頭側頭葉変性症	203	早期ミオクロニー脳症	204	総動脈幹遺残症
205	総排泄腔遺残	206	総排泄腔外反症	207	ソトス症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	209	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	210	大脳皮質基底核変性症
211	大理石骨病	212	ダウン症候群	213	高安動脈炎
214	多系統萎縮症	215	タナトフォリック骨異形成症	216	多発血管炎性肉芽腫症
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	218	多発性軟骨性外骨腫症	219	多発性嚢胞腎
220	多脾症候群	221	タンジール病	222	単心室症
223	弾性線維性仮性黄色腫	224	短腸症候群	225	胆道閉鎖症
226	遅発性内リンパ水腫	227	チャージ症候群	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
229	中毒性表皮壊死症	230	腸管神経節細胞僅少症	231	TSH 分泌亢進症
232	TNF 受容体関連周期性症候群	233	低ホスファターゼ症	234	天疱瘡
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	236	特発性拡張型心筋症	237	特発性間質性肺炎
238	特発性基底核石灰化症	239	特発性血小板減少性紫斑病	240	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)
241	特発性後天性全身性無汗症	242	特発性大腿骨頭壊死症	243	特発性多中心性キャッスルマン病
244	特発性門脈圧亢進症	245	特発性両側性感音難聴	246	突発性難聴
247	ドラベ症候群	248	中條・西村症候群	249	那須・ハコラ病
250	軟骨無形成症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	252	22q11.2 欠失症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫	254	尿素サイクル異常症	255	スーナン症候群
256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B 関連腎症	257	脳髄黄色腫症	258	脳表ヘモジデリン沈着症

259	膿疱性乾癬	260	嚢胞性線維症	261	パーキンソン病
262	バージャー病	263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	264	肺動脈性肺高血圧症
265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	266	肺胞低換気症候群	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群
268	バッド・キアリ症候群	269	ハンチントン病	270	汎発性特発性骨増殖症
271	P C D H 19 関連症候群	272	非ケトosis型高グリシン血症	273	肥厚性皮膚骨膜炎
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	276	肥大型心筋症
277	左肺動脈右肺動脈起始症	278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
280	ビッカースタッフ脳幹脳炎	281	非典型溶血性尿毒症症候群	282	非特異性多発性小腸潰瘍症
283	皮膚筋炎／多発性筋炎	284	びまん性汎細気管支炎	285	肥満低換気症候群
286	表皮水疱症	287	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	288	VATER 症候群
289	ファイファー症候群	290	ファロー四徴症	291	ファンコニ貧血
292	封入体筋炎	293	フェニルケトン尿症	294	フォンタン術後症候群
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	296	副甲状腺機能低下症	297	副腎白質ジストロフィー
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	299	ブラウ症候群	300	ブラダー・ウィリ症候群
301	ブリオン病	302	プロピオン酸血症	303	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
304	閉塞性細気管支炎	305	β-ケトチオラーゼ欠損症	306	ペーチェット病
307	ベスレムミオパチー	308	ヘパリン起因性血小板減少症	309	ヘモクロマトーシス
310	ペリー症候群	311	ペルーシド角膜辺縁変性症	312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
313	片側巨脳症	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠乏症
316	発作性夜間ヘモグロビン尿症	317	ポルフィリン症	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
319	マルファン症候群	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	321	慢性血栓性肺高血圧症
322	慢性再発性多発性骨髄炎	323	慢性膝炎	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
325	ミオクロニー欠神てんかん	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	327	ミトコンドリア病
328	無虹彩症	329	無脾症候群	330	無βリポタンパク血症
331	メーブルシロップ尿症	332	メチルグルタコン酸尿症	333	メチルマロン酸血症
334	メビウス症候群	335	メンケス病	336	網膜色素変性症
337	もやもや病	338	モワット・ウイルソン症候群	339	薬剤性過敏症候群
340	ヤング・シンプソン症候群	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
343	4p 欠失症候群	344	ライソゾーム病	345	ラスマッセン脳炎
346	ランゲルハンス細胞組織球症	347	ランドウ・クレフナー症候群	348	リジン尿性蛋白不耐症
349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	350	両大血管右室起始症	351	リンパ管腫症/ゴーハム病
352	リンパ管筋腫症	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
355	レーベル遺伝性視神経症	356	レシチンコレステロールアルシルトランスフェラーゼ欠損症	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
358	レット症候群	359	レノックス・ガストー症候群	360	ロスマンド・トムソン症候群
361	肋骨異常を伴う先天性側弯症				

2 障がい者を取り巻く施策の動向

近年、障がい者施策は大きな転換期を迎えており、重要な制度改革や基本的な考え方の見直しが行われています。

(1) 国の障害者基本計画

国においては、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～14年度）を、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第2次）」（平成15年度～平成24年度）、平成24年には、障害者権利条約締結に向けた「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）が策定され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障がい者施策を推進してきました。平成29年には、「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）が策定されました。この計画は、平成26年度の障害者権利条約の批准後、初めての障害者基本計画であることから、条約の理念に即し、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことを目指す内容となっているほか、「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」、「障害者施策の検討、評価への障害者の参画」を包含するものとなっています。

(2) 障害者権利条約の締結

障がい者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利を実現するための措置等を規定した障害者権利条約について、我が国は平成 19 年に署名し、一連の国内法整備を経て、平成 26 年に締結し、我が国について条約の効力が生じることとなりました。

従来の「障がい」のとらえ方は、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、障害者権利条約においては、障がいは主に社会によって作り出されているとする「社会モデル」の考え方が貫かれています。

【障害者権利条約の概要】

- 障がいは個人の問題ではなく、社会に原因がある問題だとする「社会モデル」の考え方を反映
- 合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいを理由としたいかなる差別も禁止

【障害者権利条約の批准に向けた一連の国内法の整備】

- 障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）
- 障害者総合支援法の制定（平成 24 年 6 月）
- 障害者差別解消法の制定（平成 25 年 6 月）
- 障害者雇用促進法の改正（平成 25 年 6 月）

(3) 障害者総合支援法の改正

平成 28 年 6 月に障害者総合支援法が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するための見直し等が行われました。

【改正障害者総合支援法の概要】

- 施設入所から一人暮らしに移行する障がい者を対象に、定期的な巡回訪問や随時対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助サービスを新設
- 障がい者の一般就業に伴う生活面の課題に対応するため、就職先の事業所や家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援サービスを新設
- 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するため、介護保険サービスの利用者負担を軽減できる仕組みを新設

(4) 児童福祉法の改正

平成 28 年 5 月に児童福祉法が改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うための見直しが行われました。

【改正児童福祉法の概要】

- 重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する居宅訪問型児童発達支援サービスを新設
- 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携を促進
- 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を新たに策定

(5) 障害者雇用促進法の改正

令和元年 6 月に障害者雇用促進法が改正され、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとされました。

【改正障害者雇用促進法の概要】

- 民間の事業主における特定短時間労働者の雇用に対する支援（特例給付金の支給）
- 障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の創設
- 国及び地方公共団体における「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務付け

(6) 障害者差別解消法の施行

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

障がい者差別の解消に向けた取組みは、社会の変化等に伴い、その内容を充実させることが求められており、また、施行から 3 年が経過した時点で、その施行状況から判明してきた制度や運用の不十分な点について、対応策を講じることが必要として、令和 2 年現在、国において、条約の理念の尊重及び整合性の確保、地域における取組み等の実情を踏まえた見直し、関係者間の相互理解の促進の 3 点から現行の制度や運営について見直しが図られているところです。

【障害者差別解消法の概要】

- 行政機関及び事業者による不当な差別的取扱いの禁止（法的義務）、合理的配慮の不提供の禁止（行政機関は法的義務、事業者は努力義務）

【国・地方公共団体の取組】

- 行政機関は職員対応要領を策定
- 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定
- 相談・紛争解決の体制整備
- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 普及啓発活動の実施

(7) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 6 月に発達障害者支援法が改正され、同年 8 月に施行されました。平成 17 年の施行から約 10 年が経過し、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正されました。

【改正発達障害者支援法の主な概要】

- 発達障がい者に対する障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等
- ・新たに、国及び地方公共団体による相談体制の整備が責務であることを明記したほか、関係機関が個人情報保護に配慮しつつ情報の共有を促進すること、司法手続きにおいて配慮を行うこと、県が発達障害者地域支援協議会を置くことができることを規定

(8) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行

平成 28 年 3 月に岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が成立し、同年 4 月に施行されました。条例に掲げる障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進します。

【岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の概要】

- 県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進
- 県、市町村、障がい者関係団体が連携し、「共生社会実現施策」に主体的に取り組む
- 障がい者関係団体の役割を明示したことが大きな特徴

【条例に基づく共生社会実現施策】

- 障がい者に対する理解促進のための普及啓発の実施
- 障がい者への理解を深める教育の充実
- 幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の機会の拡大・充実
- 県民会議の設置
- 顕彰制度の創設

(9) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の施行

平成 30 年 3 月に岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例が成立し、同年 4 月に施行されました。条例に掲げる手話言語の普及、障がいの特性に応じた意思疎通手段の確保に関する施策を総合的に推進します。

【条例の目的】

- 手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段（手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障がいのある人が他者との意思疎通を図るための手段）の確保に関する施策を総合的に推進

【条例に基づく手話普及及び障がい者の意思疎通手段利用促進施策】

- 意思疎通手段による県政情報の発信、災害時における意思疎通手段の確保
- 意思疎通の支援者・指導者の育成
- 県民に対する啓発や意思疎通手段の学習機会の確保
- 学校教育における手話言語の理解促進、特別支援学校等における学習環境整備、教職員の知識技能向上
- 事業者によるサービス提供や雇用における合理的配慮に対する協力

(10) 障害者文化芸術推進法の施行

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、障害者文化芸術推進法が平成 30 年 6 月に公布・施行されました。法第 7 条の規定に基づき、厚生労働省と文化庁は、平成 31 年 3 月に障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を策定しました。

【障害者文化芸術推進法の概要】

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

【基本理念】

- 障がい者による文化芸術活動の幅広い促進
- 障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- 地域における、障がい者の作品等の発表、交流等の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

【国の責務】

国は、上記基本理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

地方公共団体は、上記基本理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(11) 読書バリアフリー法の施行

令和元年6月、障害者権利条約や障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、読書バリアフリー法が成立し、同年6月28日から施行されました。

【読書バリアフリー法の概要】

障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を推進。

【基本的な方針】

- アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
- 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

【国の責務】

国は、法第3条の基本理念にのっとり、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

地方公共団体は、法第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(12) 東京2020パラリンピックの開催

2020年（令和2年）東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことは、スポーツを取り巻く環境を大きく変化させました。特に、人々の中にスポーツに対する興味、関心が高まり、国際大会におけるトップアスリートの活躍がマスメディアで報じられることで、注目度と期待も高まっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京オリンピック・パラリンピックは、2021年（令和3年）への延期が決定されましたが、東京オリンピック・パラリンピックでは、スポーツのみならず、オリンピック憲章の理念に基づき文化プログラムも実施される予定です。

【東京2020パラリンピックの開催に向けた動き】

- トップアスリートの養成
- 障がい者スポーツの裾野拡大
- 障がい者の芸術文化活動の振興

(13) 全国障害者芸術・文化祭の開催

全国障害者芸術・文化祭は、障がい者の芸術文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、開催されているものです。平成 29 年度の第 17 回大会からは、国民文化祭と一体的に開催されています。

県では、令和 6 年度に国民文化祭の開催が予定されており、これにあわせて、全国障害者芸術・文化祭の開催に向けて準備を進めています。

【令和 6 年度全国障害者芸術・文化祭の開催に向けた動き】

- 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催に向けた調整
- 障がい者の芸術文化活動の推進
- 障がい者芸術文化の裾野拡大

第3章 計画の概要

1 基本目標

- 平成17年3月策定の「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）、平成22年3月改訂の「第2期岐阜県障がい者支援プラン」（平成22年度～26年度）においては、「障がいのある人が安心して暮らせる人にやさしい岐阜県づくりを進めます。」を基本目標に掲げ、施策を推進してまいりました。
- 平成27年3月策定の「岐阜県障がい者総合支援プラン」及び平成30年3月改訂の「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」においては、障がい者への福祉サービスのさらなる向上を目指したものです。特に障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる『人にやさしい岐阜県づくり』を進めます。」を基本理念としてまいりました。これは、ノーマライゼーションの考えのもと、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するという理念を加えたものです。
- 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」においては、障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法並びに「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の趣旨のほか、「清流の国ぎふ」創生総合戦略の内容も踏まえ、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進するために、さらなる取組みを進める必要があることから、以下のとおり基本目標とします。

**障がいのある人もない人も共に活躍し、安心して暮らせる
「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます**

2 施策体系



第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進

(1) 障害者差別解消法の推進

※右のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ。17の開発目標一覧はp2を参照）



現状と課題

- 障がいのある人が職場において差別待遇を受けたり、障がい者施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しております。障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「こころのバリアフリー」の推進によって、共生社会を実現するため、この問題について関心と理解を深めていくことが必要です。
- 障害者差別解消法において規定されている、行政における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組む必要があります。
- 県民誰もが安心して暮らすため、障がいを理由とする差別的取扱いに関する紛争解決及び相談体制が必要です。また、障害者差別解消法について、事業者や県民に対する普及啓発に取り組む必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため、人権啓発指導員による「障がい者の人権等」に関する人権啓発出前講座の実施、各種啓発事業の機会におけるパンフレットの配布、インターネット、新聞等の広報媒体を活用した啓発活動を推進します。
(環境生活部人権施策推進課)
- ② 「障がいのある方への配慮マニュアル」を作成するとともに、全ての県の機関に「障がい者差別解消推進員」を設置し、障がい者差別解消のために必要な行動・支援等に係る研修の実施等を通じて、全ての県の機関で障がいのある方に適切に対応します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を

行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

(教育委員会教育研修課)

- ④ 岐阜県障がい者差別解消支援センターに専門相談員を配置し、県民からの障がい者差別に関する相談に対応します。また、センターによる出前講座等を通じ、事業者や県民、行政関係者等、幅広い層への理解啓発に障がい者関係団体と適宜連携しつつ取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の推進



現状と課題

- 平成 28 年 4 月に、障害者差別解消法の施行と同時に、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が施行され、障がいに対する理解促進、障がいの理解形成に向けた教育の充実、幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進等の共生社会実現施策に取り組む必要があります。
- 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例にも規定されており、障がい者に必要な支援等を視覚的に示す「障がい者マーク」について、県民の理解を深める必要があります。
- 県では、市町村や障がい者関係団体と連携し、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせ、援助や配慮等県民の思いやりのある行動を促すヘルプマークを平成 29 年 8 月から配布開始しています。ヘルプマークを必要とする方への普及とともに、県民に対しヘルプマークに対する正しい理解啓発をしていく必要があります。
- 障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、共生社会を実現するためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。
- 福祉の仕事に対するマイナスイメージや理解不足等から、人材が集まりにくく、福祉施設では人材不足の状況が続いています。

- 子どもから高齢者、障がいがある方もない方もレクリエーションに触れ合う機会を創出するため、レクリエーションの指導者派遣事業を展開しています。

今後の取組み

【県民会議の設置】

- ① 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例で定める共生社会実現施策については、第3期障がい者総合支援プランに関連施策を位置づけるとともに、県民、障がい者関係団体等からなる県民会議を設置し、県民等の意見を反映させることにより効果的な施策推進に取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

【県民の障がい者への理解促進】

- ② 障害者週間などの機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して、障がい者マークの普及啓発に取り組みます。また、岐阜市等と連携し、白杖SOSシグナルの啓発に取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ ヘルプマークについては、市町村や障がい者関係団体と連携した普及啓発に取り組むとともに、特に県民をはじめ警察・消防・医療・福祉等の関係者への啓発に努めます。また、所持している方への声掛けや手助けをするヘルプマークサポーター研修等の取組みも推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ あらゆる機会を捉えて、県民に対する各種障がいの理解促進に努めるとともに、障がい福祉制度や施策について県民に分かりやすい情報提供に努めます。なお、遷延性意識障がい、盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がいに対する理解を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して県内各地でブルーライトアップや啓発物品の配布等の活動を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、広報に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑧ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解や偏見を解消するため、普及啓発活動の実施に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑨ 障がい者の作品展示や販売等を行う「岐阜県障がい者ふれあい福祉フェア」等の開催を通じて、障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加への意欲を高めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の障がい者意思疎通手段に関する学習機会を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑪ 福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、福祉の仕事のイメージアップを図ります。

(健康福祉部地域福祉課)

【相互理解を深める教育の充実】

- ⑫ 令和4年には、高等学校の保健体育のすべての教科書に「精神疾患」が記述され理解を深めます。小・中学校の保健体育では「心の健康」等について課題を発見し、解決を目指した活動を通じた学習を行っています。

(教育委員会体育健康課)

- ⑬ 児童生徒一人一人の特徴や、学校の特色ある教育活動を生かすとともに、特別支援学校と地域の小・中・義務教育学校・高等学校双方の学校の児童生徒の学習のねらいを明確にした交流及び共同学習を計画的に実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑭ 交流及び共同学習において、オンラインの活用等、児童生徒が安心し、継続的に充実した学習活動が積み重ねられるよう方法を工夫します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑮ 学校の総合的な学習の時間や「ひびきあいの日」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会学校支援課)

【幼い頃から障がいのある人とない人との交流の促進】

- ⑯ 幼稚園において、障がいのある幼児との直接的な交流を図ることにより、就学前からの障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(教育委員会学校支援課)

- ⑰ 小中学校において、障がいのある人とない人との交流を図ることにより、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

(環境生活部人権施策推進課)

- ⑱ 放課後児童クラブにおいて、集団指導が可能な障がいのある子どもの受け入れを促進し、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境をつくとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流を推進します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

- ⑲ 児童生徒一人一人の特徴や、学校の特色ある教育活動を生かすとともに、特別支援学校と地域の小・中・義務教育学校・高等学校双方の学校の児童生徒の学習のねらいを明確にした交流及び共同学習を計画的に実施します。

(再掲) (教育委員会特別支援教育課)

- ⑳ オンラインの活用等、児童生徒が安心し、継続的に充実した学習活動が積み重ねられるよう交流の方法を工夫します。

(再掲) (教育委員会特別支援教育課)

- ㉑ 障がいのある人もない人も、県民皆がレクリエーションに触れることのできる「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」を開催し、レクリエーションを通じた交流を促進します。

(清流の国推進部ねんりんピック推進事務局)

- ㉒ 令和3年に岐阜県では初めて開催される「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」に、障がいのある人の参加を積極的に促すなど、スポーツ・レクリエーション・文化を通じた交流の場を創出します。

(清流の国推進部ねんりんピック推進事務局)

- ㉓ 障がいの有無に関わらず誰もが参加できる「長良川ふれあいマラソン大会」や障がい者スポーツ教室等を開催し、スポーツを通じた交流を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉔ ぎふ清流文化プラザを「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がい者の文化芸術活動の発表の場や障がい者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

(環境生活部県民文化局文化創造課)

【表彰】

- ㉕ 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づき創設する顕彰制度において、共生社会実現に向けて特に顕著な取り組みをしている団体・個人を表彰することにより、県民の理解促進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(3) 障がい者の虐待防止、権利・利益の保護



現状と課題

- 障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものですので、障がい者の自立及び社会参加を促進するに当たり、これを防止することが極めて重要です。しかしながら、障害者虐待防止法が施行された平成 24 年 10 月から 8 年が経過した現在であっても、発生事案は後を絶ちません。
- 判断能力が十分でない方の財産や権利を保護する仕組みとして、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」があります。
日常生活自立支援事業と成年後見制度は、利用者と想定される認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の利用が期待されています。
- 平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、平成 29 年に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」により、中核機関の設置や基本計画の策定が市町村の努力義務とされており、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制を整備することが求められています。
- 社会福祉事業者は、社会福祉法により、福祉サービスの質の向上に向け、自らその提供するサービスに対する評価を行うことに加えて、第三者による第三者評価を受審することが努力義務とされています。
- 利用者等からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法では、社会福祉事業者の経営者に対して、適切な苦情解決への努力義務が規定され、さらに、社会福祉事業所内に苦情受付担当者などの設置による体制整備や苦情解決の手順等が示されています。また、事業者限りでは解決できない苦情などの受け皿として、県社会福祉協議会により「岐阜県運営適正化委員会」が設置されています。

今後の取組み

- ① 市町村職員や障害福祉サービス事業所等職員に対し、引き続き、障がい者虐待防止研修を実施することで、未然の防止及び早期発見の体制の在り方、発見時の迅速な対応方法(発見時の通報義務を含む。)等について周知し、虐待防止の取組みの徹底を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 住み慣れた地域・在宅での自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた日常生活自立支援事業への取組みを支援します。
(健康福祉部地域福祉課)
- ③ 成年後見制度についても、県社会福祉協議会に設置している「岐阜県成年後見・福祉

サービス利用支援センター」における、成年後見制度利用促進に向けた取組み、後見等を担う人材の育成に向けた取組みを支援するとともに、圏域ごとに成年後見制度に係る現状や課題の共有、関係機関との連携を図る会議を開催し、市町村における成年後見制度利用促進の体制整備を支援します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ④ 日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、関係機関と連携しながら、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 県内福祉サービスの質の向上を図るため、利用者や社会福祉事業者等からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上などをおおして、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑥ 指導監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会（県社会福祉協議会）による事業調査や当事者への助言・申し入れ及びあつせん案の提示などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

2 福祉を支える地域社会の構築

(1) 地域での支え合い活動の推進



現状と課題

- 近年、社会環境の変化や生活環境の多様化、少子高齢化の進展等により、地域生活課題が複合化・複雑化し、福祉分野ごとの体制だけでは、その解決が難しくなっています。また、買物弱者支援や移動支援など、地域において新たな課題が顕在化するとともに、地域住民による支え合い活動の主な担い手が高齢化し、次の担い手の確保が課題となっています。
- 平成 29 年に成立した「地域包括ケア強化法」において、障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から居宅介護（ホームヘルプ）サービス、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）などについて、高齢者や障がい児者が共に利用できるサービスとして「共生型サービス」が創設されました。
- 具体的には、介護保険サービス又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障がい児者のニーズを踏まえて、指定を受ける **か**どうか判断することとなります。
- 介護保険法の改正でも、居宅介護（ホームヘルプ）サービス、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）等について、高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」の創設が盛り込まれ、共生型サービス事業に関する基準等が整備されています。

今後の取組み

- ① 活動する地域住民団体の設立、活動拠点づくり及び既存団体の新たな活動展開に対する支援を通じ、地域での支え合い活動の更なる普及・拡大を図ります。
また、食料品・日用品の買物に課題を抱える高齢者や障がい者等を支援し、あわせて高齢者等の見守りの役割も担う移動販売事業を支援します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ② 平成30年4月に導入された「共生型サービス」については、社会的、地域的ニーズを踏まえ、県条例等の基準に沿って、共生型サービスの適切な実施を推進します。

(健康福祉部高齢福祉課)

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進



現状と課題

- 県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティアと支援を必要とする方とのマッチングなどを行っていますが、情報不足や参加するきっかけが無いなどの理由で活動につながらない場合があります、市町村ボランティアセンターの活動の促進が求められています。
- 近年では、大規模災害時において、各地から集まる災害ボランティアの受入れ調整の役割も期待されています。このため、災害ボランティアに関する研修や岐阜県災害ボランティアコーディネーターの設置等を行っています。

今後の取組み

- ① 市町村ボランティアセンターの活動の促進のため、市町村社会福祉協議会職員との担当者会議や研修の開催など、ボランティア活動に関する取組みを支援します。また、ボランティアの気運醸成のため、ボランティアフェスティバルを開催します。

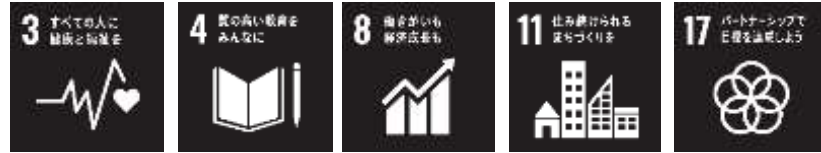
(健康福祉部地域福祉課)

- ② 災害時の多様なニーズに対応するため、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する取組みを支援するとともに、ボランティアをコーディネートできる人材を育成します。

(健康福祉部地域福祉課)

3 福祉のまちづくりの推進

(1) ひとにやさしいまちづくりの推進



現状と課題

- 平成 10 年に「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを推進しています。

障がい者の安心、安全な地域生活を確保するためには、多目的トイレにおける車いす使用者・オストメイトへの対応、ユニバーサルシートの整備などの施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、福祉のまちづくりに対する県民の理解を深めることが重要です。
- 平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、地方公共団体等は障がいのある人に対する合理的な配慮を提供することが求められ、そのためのバリアフリー等の環境整備に努める必要があります。
- 令和元年 11 月より、車いす使用者用駐車区画の適正な利用を図るため、プラスワン区画を新たに設定し、駐車区画を利用できる対象者の要件を設定し、利用証を交付する「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を開始しています。

今後の取組み

- ① 障がい者等が安全かつ快適に利用できる建築物の整備を促進するため、新築等の際にその計画の届出を義務づけ、「岐阜県福祉のまちづくり条例整備基準」に沿った指導、助言を行います。

(都市建築部建築指導課)
- ② 新設、既存を問わず「整備基準」に適合した建築物に適合証を交付して、障がい者等が安全かつ快適に利用できる施設であることを明示し、福祉のまちづくりに対する意識の向上を図ります。

(都市建築部建築指導課)
- ③ 様々な利用者が共用する公共設備等について、必要な人が、必要な時にユニバーサルデザインの恩恵を受けることができるよう、様々な関係者の意見を伺いながら、障がい者や高齢者はもとより、すべての人が住みやすく活動しやすい環境の整備を推進します。

(健康福祉部地域福祉課)

- ④ 既存の県有施設についても、誰もが利用しやすい施設とするため、トイレの洋式化や多目的トイレの改修、その他施設のバリアフリー化を積極的に進めます。

(総務部管財課)

- ⑤ 市町村立学校について、国からの通知、補助制度を周知することにより、バリアフリー化を促します。

(教育委員会教育財務課)

- ⑥ 都市公園においては、障がい者や高齢者が快適に利用できるよう、園路の段差解消を行うとともに、ベンチ等の休憩施設、身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースの整備を進めます。

(都市建築部都市公園課)

- ⑦ 県が整備した「道の駅」トイレには、多機能トイレを設置しており、今後も新規整備される「道の駅」には、多機能トイレを整備します。

引き続き、温水洗浄便座やオストメイト対応トイレなどトイレ機能の充実を図ります。

(県土整備部道路維持課)

- ⑧ 障がい者等に配慮した建築物の整備を促進するため、中小企業者又は組合等に対し、その施設整備に要する経費について融資を行います。

(商工労働部商業・金融課)

- ⑨ 「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」について、車いす使用者用駐車区画の適正な利用やプラスワン区画の確保に向けた啓発などの取組みを行います。

(健康福祉部地域福祉課)

- ⑩ 障がい者等介助を要する人が気軽に外出し、各種の行事等に参加する機会を提供することを通し、社会参加の促進及び自立の支援を図るため、県有リフトバス「ながら号」の運行を行います。

(健康福祉部地域福祉課)

- ⑪ 外国人や高齢者、障がい者を含め、誰もが楽しく安心して本県を旅行できるよう、受入環境の充実など、ユニバーサルツーリズムの普及を進めます。

(商工労働部観光企画課)

(2) 移動等の円滑化の推進



現状と課題

- 障がい者の活動範囲を広げるためには、福祉のまちづくりを総合的に推進する中で、道路、交通等の環境整備や障がい者の移動支援についても一層の充実を図る必要があります。

ます。

- 自動車の移動を念頭に置いた道路や街路の整備に加え、歩行者・自転車などの安全性や移動性にも配慮した整備が重要視されてきています。障がい者をはじめ誰もがより一層安心して快適に通行できるような道路整備を推進することが重要です。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）では、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、重点整備地区において住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めており、行政及び公共交通事業者等による理解と積極的な取組みが必要です。
- バリアフリー法に基づく、主要な生活関連経路の横断箇所において信号機等のバリアフリー化率（音響機能付加等）を実施していますが、交通環境の変化に応じて継続した取組みが必要です。

今後の取組み

【歩行空間、旅客施設等のバリアフリー化の促進】

- ① 障がい者の移動円滑化のため、都市部や利用者の多い個所など必要と認められる箇所への視覚障がい者誘導ブロック（シート）の設置を進めます。ブロックの設置に当たっては、歩行性を考慮するとともに、障がい者・専門家の意見を取り入れるよう努めます。
(県土整備部道路維持課)
(県土整備部道路建設課)
(都市建築部都市整備課)
- ② 公共交通機関における移動の円滑化を促進するため、ノンステップバスなどの低床車両の導入や鉄道駅のバリアフリー化について公共交通事業者等へ働きかけるとともに、国や市町村とともに財政的な支援を行います。
(都市建築部公共交通課)
- ③ 交通バリアフリーの見地から、特別支援学校で使用するスクールバスについては、低床、車いす対応のリフト・スロープ等改造車両の導入を推進します。
(教育委員会特別支援教育課)

【安全な交通の確保】

- ④ バリアフリー法に基づき、視覚障がい者用音響信号機やエスコートゾーン等の整備を推進し、視覚障がい者等の安全な通行の確保に努めます。
(警察本部交通規制課)

- ⑤ 障がい者等が安心して通行できる道路交通環境づくりを推進するため、違法・迷惑駐車、歩道や道路上の放置物件等に対する啓発活動を行い、発見した際の指導を行うなど、道路を安全に利用していただけるよう努めます。

(環境生活部県民生活課)

(県土整備部道路維持課)

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
乗合バス車両に占めるノンステップバス車両の割合	42.8% (H30)	56.4% (R4 年度末)	
主要な生活関連経路の横断箇所における信号機等のバリアフリー化率	100% (R 元)	100%	
交番及び駐在所の改築、改修においてスロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	48.6% (R 元)	58.1%	

4 身近な相談支援体制の確立

(1) 相談支援従事者の養成、確保及び質の向上



現状と課題

- 障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要です。
- 県が令和元年度に行った「障がい者のニーズ調査」においても、今後必要なサービスとして、「いつでも気軽に相談できる場所がある（人がいる）」との選択肢に回答された方が最も多く、相談支援のニーズは非常に高くなっています。
- 障害者総合支援法では、地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行う「相談支援事業」を都道府県及び市町村が実施することと定められています。
- 相談支援事業は、まず、住民に最も身近な存在である市町村が主体となって行うこととされており、その多くが高い専門性を持つ相談支援事業者への委託により行われている中で、各従業者が高い技術と見識を有していることが大前提として重要です。
- また、地域における相談支援の中核機関として市町村において設置が進められている基幹相談支援センター等の従業者となり得る主任相談支援専門員の計画的な確保が必要となっています。

今後の取組み

- ① 相談支援従事者研修において、地域の相談支援事業者に従事する人材育成の役割を担う基幹相談支援センター等での演習を取り入れながら、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる

主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 専門性の高い相談支援事業の実施



現状と課題

- 県では、広域的な展開が必要とされる相談支援や、特に専門性の高い相談支援を実施する役割を担っています。
- 障がいの状態は、人によって様々であり、また、年齢や環境により大きく変わることもあるため、障がい者が状態に応じた適切な支援を受けられるように、質の高い相談支援の提供を図る必要があります。
- 障がい者が職業自立されるためには、就労の準備、就職活動、就職後の定着を支援する機関が必要です。また、就業面と生活面の一体的な相談・支援が必要です。

今後の取組み

- ① 県発達障害者支援センター及び各圏域の圏域発達障がい支援センターにおいて、発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、市町村、保育所、学校、障害福祉サービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行い、地域の支援体制の強化を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)
- ② 高次脳機能障がい者への専門相談を行う支援拠点機関や圏域コーディネーターを設置し、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対する医療や福祉、就労など包括的な指導、助言等の相談支援体制の推進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)
- ③ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症患者への治療などを専門的に行う医療機関や相談拠点を設置し、医療や福祉、就労など包括的な指導、助言等の相談支援体制の推進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)
- ④ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の推進、就労支援などを行う「難病生きがいサポートセンター」の機能の充実を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑤ 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑥ 障がい者の就労等に対する支援として、障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を設置し、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、日常生活、地域生活に関する助言を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 難聴児に対し、新生児期における発見の段階から乳幼児期における療育段階、学齢期以降の教育段階へと必要かつ適切な支援が受けられるように一貫して相談支援を行うセンター的機能を整備します。

(健康福祉部障害福祉課)

(3) 地域における事業所間のネットワーク強化



現状と課題

- 本県の指定特定相談支援事業所は年々増加しており、令和2年9月1日時点においては162箇所到達しており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年4月1日時点と比較すると6倍になっています。
- 相談支援については、基本相談支援を基盤とした計画相談支援（指定特定相談支援事業者が主に担うもの）及び一般的な相談支援（市町村や委託相談支援事業者が主に担うもの）により個別に障がい児者への支援に当たりつつ、これらのネットワークにより、地域における相談支援体制の整備や地域資源の開発等（市町村の協議会や基幹相談支援センターが主に担うもの）に繋げていくことが望ましい姿です。
- そうした姿に近づくためには、まずは、地域の福祉、医療、教育、雇用等の関連する分野の関係者等により構成される市町村の協議会において、地域の実情に応じた相談支援体制整備の検討が進められる中で、相談支援に係る事業所間の有機的なネットワークの強化が図られることが重要です。
- しかしながら、市町村の協議会については、現在、全市町村において設置されていますが、その取組状況については、市町村ごとに格差があり、依然として低調な運営とな

っている状況です。

- また、ネットワークの中核的な役割を担う機関となる基幹相談支援センターについては、令和2年9月1日時点において32市町村において設置されており、第5期障害福祉計画の計画期間以前の4市町から大幅に増加しましたが、依然として、全市町村での設置には至っていません。

今後の取組み

- ① 相談支援に係る事業所間のネットワーク強化を含めた相談支援体制の確立のため、市町村の協議会や各圏域に設置されている障がい者自立支援推進会議における検討の場に、相談支援特別アドバイザー及び圏域サポーターを派遣します。

また、相談支援特別アドバイザー等の活用の派遣や各圏域の障害者自立支援推進会議の場における関係者による協議により、市町村の協議会の活性化についても併せて取り組みます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② 基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、その設置に向けた働きかけを進めます。また、設置済みとなっている市町村に対しても、その機能の充実・強化が図られるよう、働きかけます。

(健康福祉部障害福祉課)

5 ぎふ清流福祉エリアにおける支援の充実

(1) ぎふ清流福祉エリアを活用した支援体制の充実



現状と課題

- 岐阜市鷺山地区周辺の「ぎふ清流福祉エリア」は、福祉、医療、教育、文化芸術、スポーツ及び就労支援といった様々な機能を有し、障がいのある方の暮らしを様々な面から支える拠点として整備を進め、令和2年度に全10施設が完成しました。
- 当該エリア内の施設間の連携を強化し、県の障がい者支援施策の拠点としての機能を最大化するとともに、障がい者と広く県内の地域とを繋ぐことにより、障がい者にやさしい地域づくりを進める必要があります。

<当エリアの整備状況>

平成22年4月	清流園オープン
平成27年4月	障がい者総合相談センターオープン
平成27年9月	希望が丘こども医療福祉センターオープン 岐阜希望が丘特別支援学校（第1期工事：校舎）再整備 ぎふ清流文化プラザリニューアルオープン
平成28年12月	福祉友愛プール移転
平成30年11月	中央子ども相談センター移転
平成31年3月	岐阜希望が丘特別支援学校（第2期工事：校舎、体育館等）再整備
令和元年6月	福祉友愛アリーナオープン
令和2年4月	障がい者総合就労支援センターオープン
令和2年7月	ぎふ木遊館オープン

ぎふ清流福祉エリア全体地図



今後の取組み

【ぎふ清流福祉エリア内施設における支援】

①希望が丘こども医療福祉センター

医療の提供をはじめ入所又は通所施設における看護、保育、リハビリ等多種職の連携による療育支援を行います。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)



②岐阜希望が丘特別支援学校

肢体不自由教育の拠点として、医療、福祉との連携、障がい者スポーツを通じた交流等を促進し、教育活動の充実を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)



③福祉友愛アリーナ

障がい者用体育館として、障がい者の社会参加の促進並びに障がい者のスポーツの推進及び競技水準の向上など、障がい者スポーツの拠点として機能強化を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)



④福祉友愛プール

障がい者用屋内プールとして、障がい者の社会参加の促進並びに障がい者のスポーツの推進及び競技水準の向上など、障がい者スポーツの拠点として機能強化を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)



⑤障がい者総合相談センター

センター内の4つの相談機関(身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター)において、専門性の高い相談支援を行います。

(健康福祉部障害福祉課)



⑥中央子ども相談センター

障がい者総合相談センター内の「[発達障害者支援センター](#)」や「希望が丘こども医療福祉センター」と密接な連携を図るとともに、発達障がい等への効果的な相談支援や療育訓練に繋げていきます。

(健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課)



⑦清流園 (参考)

岐阜県福祉事業団が運営しており、障がいの就労や生活を支援しています。施設内の「カフェレストランDono」では、パン工房やレストランで、障がい者が作る喜びややりがいを感じると共に、それぞれの適性に応じて働けるよう取り組んでいます。

(岐阜県福祉事業団)



⑧ぎふ清流文化プラザ

ぎふ清流文化プラザを「障がいの文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がいの文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がいの文化芸術活動の発表の場や障がい者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

【共生社会条例関連 (再掲)】

(環境生活部県民文化局文化創造課)



⑨岐阜県障がい者総合就労支援センター

障がいの一般就労を、相談、職業訓練、職業紹介、定着支援により総合的に支援します。それぞれの役割を担う機関として、障がい者雇用企業支援センター、障がい者職業能力開発校、県立ハローワーク、障害者就業・生活支援センターが入居しています。

(商工労働部労働雇用課)



⑩ぎふ木遊館

ぎふ清流福祉エリア内の障がい者向け施設とのタイアップなどを通じて、障がい者の方にも参加いただける木育を推進します。

(林政部恵みの森づくり推進課)



数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
福祉友愛プール年間利用者数	42,683 人 (R元)	45,000 人	
<u>福祉友愛アリーナ年間利用率</u>	59.4% (R元)	76.0%	

6 情報環境の整備

(1) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進



現状と課題

- 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例（平成30年4月施行）に基づき、障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及、利用環境の整備、県民の理解促進を図るための具体的な施策を推進しています。
- 県政情報の発信については、情報の入手手段が多様化するなかで、様々な媒体や手法を活用した情報提供に取り組んでいます。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、社会的障壁の除去及び合理的配慮を的確に行うため、障がいのある人が来庁した際に、手話や筆談などその障がいの特性に応じたコミュニケーションができるよう環境を整備する必要があります。
- 発災時に障がい者が、的確かつ迅速に避難を行うことができるよう市町村や地域住民などの地域の関係機関が連携した支援体制が必要です。
- 平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、同年の台風第10号、令和2年7月豪雨では、要配慮者支援の取組みを充実させる必要性が浮き彫りとなり、本県においても近い将来、南海トラフ地震や県内活断層による内陸直下地震等大規模災害の発生が懸念されていることから、災害時の福祉支援体制の構築が急務となっています。
- 119番通報のうち、電話又はファックスによる通報については県内すべての消防本部に対応していますが、音声による通報が困難な聴覚・言語機能障がい者がより円滑に通報を行える体制を整えることが必要です。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者は、災害その他非常事態において、必要な情報の取得、他者と意思疎通手段に不安を抱えている方が多くいることから、非常時における意思疎通手段の確保が求められています。

- 障がい者の自立や社会参加を支援するため、障がいの特性に応じた情報提供の拡充に努めるとともに、障がい者のコミュニケーションを支援する人材の養成を推進していく必要があります。
- 障がい者の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう継続的な意思疎通支援を行う必要があります。
- 視覚障がい者に対する意思疎通支援手段（点訳・音訳）の確保や中途失明者に対する支援、疾病等で喉頭摘出し、発声が困難な状態となっている方への支援を図っていく必要があります。
- それぞれの障がい特性に応じた意思疎通手段を確保するため、障がい特性に対応できる支援者を育成し、資質の向上を図ることが必要です。
- 県は、県民が障がい者の意思疎通手段について理解を深めることができるよう学習の機会を確保することが求められています。
- 幼少の頃から障がいというもの存在を正しく認識し、障がいや障がい者に対する理解を育みながら、障がい者とともに共生社会を担う人材を育成するため、福祉に関する教育の充実を図ることは大変重要な課題です。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。
- 障害者差別解消法において規定されている、県行政における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組む必要があります。
- 共生社会実現のためには、障がいのある人とない人の交流を通じた障がいに対する理解形成が必要です。
- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、意思疎通手段の確保に配慮しつつ民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者のために、事件、事故、その他非常時における

緊急通報手段の周知、支援を図っていく必要があります。

- 聴覚障がいのある児童生徒が、学校生活において必要とする支援を適切に受けることができるための体制の充実が必要です。
- 県公式ホームページでは音声読み上げ及び、ユニバーサルデザインに対応したページを作成し、原則、テキスト形式で概要を掲載、音声読み上げをするよう研修で操作を徹底することが必要です。
- 障がい者に対する消費生活相談体制を整備することが必要です。

今後の取組み

【情報の取得等におけるバリアフリー化】

- ① 行政情報発信の有力な媒体である県のホームページについては、音声読み上げソフトに対応したページづくりを行う等、ウェブアクセシビリティの向上やユニバーサルデザインを一層徹底します。また、県が作成するチラシやパンフレット等については、原則、テキスト形式で県公式ホームページに概要を掲載します。

(広報課)
(総務部情報企画課)
- ② 視覚障がい者に県政情報を的確に伝え、県政への理解を深めていただくため、点字版、**音声版**、テキストメール版の県広報を配布します。また、聴覚障がい者が県政情報入手できるよう、地上デジタルデータ放送等を活用した情報発信や、手話通訳と字幕等の文字情報が得られる動画の県のホームページへの掲載など、今後も、広く県民の方に県政情報を届けるため、様々な媒体や手法の活用に努めます。

(広報課)
- ③ 県が制作するテレビ番組やイベント等で上映する映像については、手話通訳や字幕入りでの制作に努めます。

(広報課)
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 聴覚障がい者へ岐阜県議会の情報を発信するために、本会議のテレビ中継及びインターネット中継（ライブ・録画）に手話を導入します。

(議会事務局議事調査課)
- ⑤ 視覚障がい者へ岐阜県議会の情報を発信するために、広報紙「県議会だより」の点字版及び音声版を整備します。

(議会事務局総務課)
- ⑥ 県庁見学等での来庁時において、手話通訳者の同行など意思疎通の確保に努めます。

また、県庁舎及び総合庁舎受付に筆談用のボード等を常備し、来庁された聴覚障がい者の意思疎通の確保に努めます。

(総務部管財課)

- ⑦ 市町村相談窓口における手話通訳者の配置や市町村の発行する広報紙の音訳・点訳化について市町村に対し働きかけていくとともに、県民の手話や要約筆記等に対する理解と協力を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 意思疎通支援機器である点字プリンターや筆談ボード、ヒアリングループ、遠隔手話通訳用タブレット端末、SPコード読み取り装置を各所属に貸し出すことで、意思疎通支援を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 「障がいのある方の配慮マニュアル」の改訂及び職員研修、手話通訳者等の派遣費用の確保等により、県主催行事における障がい者の意思疎通支援の対応を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 災害時に障がいのある方が避難する場となる「福祉避難所」について、市町村に対する福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等の実施を通じ、意思疎通の円滑化を含めた、各々の障がい種別 (難病を含む) に応じた支援体制構築に向けた取組みを推進します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑪ 災害時に聴覚障がい者を支援するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を派遣する体制やICT機器を活用した遠隔手話通訳の体制を整備します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑫ スマートフォン等による119番通報システム「Net119緊急通報システム」の導入を消防本部へ働きかけます。

(危機管理部消防課)

- ⑬ 聴覚・音声・言語機能に障がいのある方が円滑に消防への通報を行えるよう、スマートフォン等による119番通報システム「Net119緊急通報システム」の普及啓発を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑭ 電話リレーサービス(聴覚障がい者と耳が聞こえる人とを、通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービス(令和3年4月から公共インフラとして運用開始))の認知度向上に向けた周知広報に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑮ 「110番アプリシステム」、「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応するとともに、通報手段の周知に努めます。

(警察本部通信指令課)

- ⑯ 運転免許更新時等において、聴覚障がい者の特性に応じ、筆談等により分かりやすい説明に配慮した意思疎通手段を利用するなど、聴覚障がいのある方への支援の充実を図ります。

(警察本部運転免許課)

【人材育成】

- ⑰ 聴覚障がい者の意思疎通手段を確保するために、手話通訳者・手話通訳士・要約筆記者の養成、確保及び技術向上の強化を図るとともに、字幕入りビデオの制作、貸し出しの充実に努めます。聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑱ 視覚障がい者の意思疎通手段を確保するために点訳奉仕員、音訳奉仕員の充実に図るとともに、CD図書等の制作、貸し出しの充実に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑲ 中途失明者に対して、点字訓練、パソコン指導等を行い社会生活への復帰を支援します。また、地域で相談会を実施し相談体制の充実に図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑳ 盲ろう者通訳介助者を養成し、派遣することによって、盲ろう者の意思疎通支援を行い、社会参加の促進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉑ 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者が発声訓練等により、発声方法を獲得し社会復帰できるよう講習会を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉒ 失語症者に対する意志疎通支援者を養成し、派遣することによって、失語症者の社会参加・復帰を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ㉓ 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思疎通支援者を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

【啓発、意思疎通手段及び学習機会の確保】

- ㉔ 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の障がい者意思疎通手段に関する学習機会を確保します。

【共生社会条例関連（再掲）】（健康福祉部障害福祉課）

- ⑳ 事業者、学校、公官庁に対して、手話や要約筆記及び聴覚障がいに関するアウトリーチ事業を実施し、理解促進に努めます。

（健康福祉部障害福祉課）

- ㉑ 色の使い方をはじめ、印刷物や建物のサイン等を作成する際に配慮すべき事項をまとめたガイドブックを作成し、誰に対しても見やすく分かりやすい情報の提供に努めます。

（健康福祉部障害福祉課）

- ㉒ 障がい者及び障がい者を支え、見守る人材に対する消費生活相談窓口等の周知と手話通訳等による相談体制の整備を図ります。

（環境生活部県民生活課）

【学校設置者の取組み】

- ㉓ 学校の総合的な学習（探求）の時間や「ひびきあいの日」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話等のコミュニケーション方法を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

【共生社会条例関連（再掲）】（教育委員会学校支援課）

- ㉔ 各障がい種別に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

（教育委員会特別支援教育課）

- ㉕ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

【障害者差別解消法関連（再掲）】（教育委員会教育研修課）

- ㉖ 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、障がいのある児童生徒に適切な支援が行えるよう、地域におけるスムーズな連携体制を構築します。

（教育委員会特別支援教育課）

- ㉗ 県立学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

（教育委員会特別支援教育課）

【事業者への協力】

- ㉘ 事業者へ意思疎通支援ハンドブックを使用した職員出前講座を実施します。また、障がい種別ごとの理解啓発については、関係団体と仲介を行います。

（健康福祉部障害福祉課）

- ㉙ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい

者の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

(商工労働部労働雇用課)

- ③⑤ 事業者による講演会等の開催における、手話通訳、要約筆記の意思疎通支援手段の確保を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
手話通訳者統一試験合格者数 (累計)	20 人 (R 元)	42 人	
要約筆記者 (手書) 統一試験合格者数 (累計)	49 人 (R 元)	61 人	
要約筆記者 (P C) 統一試験合格者数 (累計)	23 人 (R 元)	32 人	
盲ろう者通訳・介助者養成人数 (累計)	287 人 (R 元)	310 人	
失語症者意思疎通支援者養成人数 (累計)	35 人 (R 元)	89 人	

(2) 障がい者の情報リテラシーに対する支援



現状と課題

- 障がいのある人が、I Tの活用により自立と社会参加が促進されるよう、情報活用能力 (情報リテラシー) の向上を図るための取組みを推進することが重要です。
- 意思疎通に困難の生じる障がいのある方の社会参加には、パソコン等を使用した意思疎通が重要です。機器の普及について周知を図る必要があります。

今後の取組み

- ① 福祉メディアステーションと連携し、障がい特性に応じた各種研修事業やパソコン関

連利用支援機器、ソフトウェアに関する展示・相談事業等の一層の充実を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② 地域で生活する外出等の困難な障がい者のパソコン利用に際し、パソコン本体や周辺機器などの利用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣事業を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 視覚障がい者を対象としたICT機器の紹介・活用相談等を実施し、社会参加促進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器等の購入に対して助成を行う、日常生活用具給付等事業の周知・支援をします。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 在宅の身体障がい者や身体障がい児が、その自立に資する目的で先進的な福祉機器(パソコン等)を購入する場合に購入費を助成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(3) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進



現状と課題

- 令和元年に読書バリアフリー法が施行、令和2年に国の基本計画が策定され、障がいの有無にかかわらず全ての人が等しく読書を通じて文字・活字の恵沢を享受することができる社会の実現が求められています。
- 県においては、障がい者が、必要な情報をスムーズに取得及び利用できるような情報アクセシビリティの向上を図るとともに、その意思を表示し、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援の充実を図る必要があります。
- 読書バリアフリー法施行に関連し、図書館で行っている障がい者へのサービスの周知と同サービスの地域格差を解消するための方策が求められています。
- 視覚障がい者等が点字図書館だけでなく、公共図書館の図書も利用できるような支援する必要があります。

今後の取組み

【読書環境の整備推進体制の構築】

- ① 読書バリアフリー法の趣旨に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)
- ② 視覚障がい者等が公共図書館の図書を利用できるよう、CD図書の制作及び貸し出しの充実に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 図書館では、館内にバリアフリーコーナーを設置し、障がい者サービス関連資料や機器を紹介します。また、サポーターの活動やバリアフリーの取組みなどの情報発信を行い、サービスの普及と利用促進を図ります。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)
- ④ 図書館では、マルチメディアダイジェスト図書を紹介するチラシを作成し、障がいの理解と、資料の利用普及を推進します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)
- ⑤ 県内市町図書館等を対象とした研修を実施するなど、全県域図書館で障がい者へのサービスの推進を図ります。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)
- ⑥ 図書館では、録音資料の製作や対面読書サービス等において、新しい技法を導入するなどしてサービスの充実に努めます。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

7 安全な暮らしの確保（防災・防犯・感染症対策）

（1）防災対策の充実



現状と課題

- 発災時に障がい者が、的確かつ迅速に避難を行うことができるよう市町村や地域住民などの地域の関係機関が連携した支援体制が必要です。
- 平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震、同年の台風第 10 号、令和 2 年 7 月豪雨では、要配慮者支援の取組みを充実させる必要性が浮き彫りとなり、本県においても近い将来、南海トラフ地震や県内活断層による内陸直下地震等大規模災害の発生が懸念されていることから、災害時の福祉支援体制の構築が急務となっています。
- 平成 29 年 6 月の「水防法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたことから、各施設の対応を促進する必要があります。
- 土砂災害発生の恐れがある場合、要配慮者利用施設利用者は速やかに避難することが困難なため、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する箇所については優先的に土砂災害防止施設を整備することが必要です。
- 119 番通報のうち、電話又はファックスによる通報については県内すべての消防本部に対応していますが、音声による通報が困難な聴覚・言語機能障がい者がより円滑に通報を行える体制を整えることが必要です。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者は、災害その他非常事態において、必要な情報の取得、他者と意思疎通手段に不安を抱えている方が多くいることから、非常時における意思疎通手段の確保が求められています。

今後の取組み

- ① 災害対策基本法の改正により、平成 26 年 4 月 1 日から避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、併せて「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が国より示されました。これらに基づき避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をも

とにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による実効性のある避難がなされるよう支援し、災害時における障がいのある方の避難支援体制の構築を働きかけます。

(危機管理部防災課)

- ② 清流の国ぎふ防災リーダーの育成、災害図上訓練（D I G）、避難所運営ゲーム（H U G）の実施等により、障がい者等の要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の担い手の育成を支援します。

(危機管理部防災課)

- ③ 災害時に障がいのある方が避難する場となる「福祉避難所」について、市町村に対する福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等の実施を通じ、意思疎通の円滑化を含めた、各々の障がい種別 (難病を含む) に応じた支援体制構築に向けた取組みを推進します。

【情報環境整備関連（再掲）】(健康福祉部健康福祉政策課)

- ④ 災害時に一般の避難所において、障がいのある方や難病患者の方が周囲からの配慮や援助を受けられやすくなるよう、災害時に避難所の運営に関わる地域の代表者や清流の国ぎふ防災リーダー、学校等へのヘルプマーク周知を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 県内の福祉分野の関係者で構成する「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において、災害時の福祉的支援に係る協議を行い、災害時に福祉的人材を派遣する「岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜D C A T）」の体制充実・強化に向けた取組みを推進します。

(健康福祉部健康福祉政策課)

- ⑥ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等が行う避難確保計画作成を働きかけるため、市町村と協力し施設管理者向け講習会を開催し、避難確保計画作成を支援します。

(危機管理部防災課)

(県土整備部河川課)

(県土整備部砂防課)

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する所管施設について、避難確保計画に基づく避難訓練の実施を支援するとともに、地域住民との連携や社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立に努めるよう促します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 土砂災害の恐れがある土地に要配慮者利用施設が立地する箇所において、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を重点的に推進します。

(県土整備部砂防課)

- ⑨ 自力で避難することが困難な人が入所する社会福祉施設等について、火災に備えたスプリンクラー等や、緊急災害時用の自家発電設備、給水設備の整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ スマートフォン等による 119 番通報システム「Net119 緊急通報システム」の導入を消防本部へ働きかけます。

【情報環境整備関連 (再掲)】(危機管理部消防課)

- ⑪ 聴覚・音声・言語機能に障がいのある方が円滑に消防への通報を行えるよう、スマートフォン等による 119 番通報システム「Net119 緊急通報システム」の普及啓発を推進します。

【情報環境整備関連 (再掲)】(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
要配慮者利用施設がある土砂災害特別警戒区域の着手率	89.4% (R元)	100%	

(2) 防犯対策の充実



現状と課題

- 障がい者施設等への防犯指導を実施し、協力体制の確立に取り組んでいます。
- 障がい者の方の特性を理解した上で、効果的な防犯対策に取り組んでいくことが必要です。
- ホームページ、安全・安心メール、防犯アプリ、ツイッターなど様々な広報媒体での情報発信に取り組んでいます。
- 意思疎通に困難を抱えている障がい者のために、事件、事故、その他非常時における緊急通報手段の周知、支援を図っていく必要があります。

今後の取組み

- ① 防犯教室等において、対象に応じたわかりやすい防犯指導を行い、自主防犯意識と自衛能力の向上を図ります。

(警察本部生活安全総務課・少年課)

- ② あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を継続し、防犯対策の普及促進を図ります。

(警察本部生活安全総務課)

- ③ 岐阜県警察防犯アプリの音声読み上げ機能を活用して、視覚障がい者等に対する情報発信を行います。

(警察本部生活安全総務課)

- ④ 「110番アプリシステム」、「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応するとともに、通報手段の周知に努めます。

【情報環境整備関連（再掲）】 (警察本部通信指令課)

- ⑤ 社会福祉施設等について、防犯対策及び安全対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ等の整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

(3) 感染症対策の充実



現状と課題

- 令和元年12月に中国で確認された新型コロナウイルス感染症は、世界全体に拡大し、日本国内においても、多くの地域で感染が多発しています。今後は、新型コロナウイルス感染症に対する長丁場の対応を前提として、新しい生活様式の定着が求められています。
- 障がい者施設においては、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症における重症化のリスクが高い障がい者へサービスを提供していることから、クラスター発生等、感染が拡大した場合は、障がい者のサービス利用や職員の確保等をはじめ、非常に大きな影響を及ぼすこととなります。
- 障がい者施設における感染防止対策の強化・促進を図り、必要なサービス提供を継続するため、職員に対する感染防止対策の教育や、感染発生時に備えた人材確保対策及び衛生用品等の備蓄が必要となります。

今後の取組み

- ① 障がい者施設へ感染症対策専門家を派遣し、日常の感染防止に向けた事前指導や感染発生時の緊急対策指導を実施するとともに、派遣指導の内容を県内各施設に対し共有を

図ることで、施設における感染防止に向けた取り組み体制を強化します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② 施設内感染発生時の人材確保対策について、県と事業者団体が連携し、高齢者分野と障がい者分野が一体となった、施設間での相互支援体制を構築します。

(健康福祉部障害福祉課)

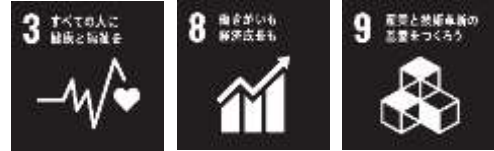
(健康福祉部高齢福祉課)

- ③ 感染が疑われる者を支援する障がい者施設職員の感染防護対策に必要なガウン、フェイスシールド等の衛生資材を備蓄するとともに、必要に応じて各施設に配備を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

8 福祉人材の確保支援と育成

(1) 福祉人材確保対策の総合的な推進



現状と課題

- 福祉人材を確保するため「岐阜県福祉人材総合支援センター」を設置し、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介、福祉の仕事への理解促進のための啓発活動等を実施してきましたが、福祉人材は不足しています。
- 高齢化の進行により、65 歳以上の高齢者の人口に占める割合（高齢者率）は今後も増加を続ける見込みとなっています。これにより、介護需要の増加も予想されることから、介護人材の確保・定着が課題となっています。
- 福祉の仕事に対するマイナスイメージや理解不足等から、人材が集まりにくく、**福祉施設**では人材不足の状況が続いています。
- 「DX で生活を豊かに、DX で生活を安心して、DX で生活を便利に」することを目指し、「岐阜県 DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画（仮称）」の策定に向けた検討が進められています。障がい福祉分野においても、DX を活用した施策を推進する必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい福祉分野を含む福祉人材の確保・定着促進の中核を担う「岐阜県福祉人材総合支援センター」において、福祉人材のマッチング、求人等の情報発信、児童・生徒向け福祉啓発活動等を推進します。

（健康福祉部地域福祉課）
- ② 障がい福祉分野に係るサービスの種類及びその職務の内容、やりがい等について詳細な紹介をするための小冊子や動画等を作成し、学校等への啓発活動やホームページ上での案内において活用することで、障がい福祉分野への理解促進を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）
- ③ 障害福祉サービス事業所を運営する法人の責任者及び事業所の管理者等に対し、職場の環境改善や人材マネジメント能力の向上につながる経営管理研修を実施することで、事業所における職員の定着や支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 障害福祉サービス事業所の職員に対し、障がい福祉分野の職務に従事することへの自らの社会的役割を再確認し、職務の遂行上困難な事態に遭遇した場合にあってもモチベーションを低下させることなく仕事を続けられるようにするための人材定着・モチベーション向上研修を実施することで、障がい福祉分野からの離職の防止を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 障害福祉サービスの現場において、支援プロセスの管理、支援に携わる従業者への指導・助言等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修を圏域ごとに開催し、他事業所との交流による気づき等により現場の改善が進められるようにすることで離職の防止を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 相談支援従事者やサービス管理責任者など、障害福祉サービスの提供の担い手のために必要な資格取得やキャリアアップ、スキルアップのための専門的な研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 障害福祉サービス施設等の業務省力化、生産性向上及び新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、オンライン面会システムや介護ロボット、ICT機器等の導入を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 介護福祉士養成施設等（県外介護福祉士養成施設を含む。）に在学し、介護福祉士などの資格取得を目指す学生に対して、修学資金を無利子で貸し付け、県内で一定期間、介護福祉士等として業務に従事した場合は返還を免除するなど、介護・福祉人材の育成と養成を支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑨ 介護人材の育成に取り組む事業者を認定するなど、事業者の職場環境整備、人材確保のための取組みを支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑩ 介護の仕事に従事されている方のキャリアアップやスキルアップのため、資格取得や研修参加等を支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑪ 人手不足等の理由により職員を外部研修に派遣することが困難な事業所に研修講師を派遣し、介護職員のスキルアップを図ります。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑫ 介護の仕事に対するイメージアップや理解を深めるために、岐阜県介護情報ポータルサイト「ぎふkaiGO」を運営し、介護分野で活躍する人や、事業所の職場環境改善の取組みなど、様々な情報を発信します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑬ 出産及び育児に係る休暇を取得した職員の復帰後の離職を防止するため、代替として雇用した職員の継続雇用に要する費用を支援します。

(健康福祉部高齢福祉課)

- ⑭ 福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、福祉の仕事のイメージアップを図るとともに、若手職員を対象とした研修・交流会を開催します。

(健康福祉部地域福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
介護福祉士等修学資金貸付利用者数 (累計)	1,983 人 (R 元)	2,463 人	
学生等のインターンシップ、1 日体験受入数 (介護) (累計)	838 人 (R 元)	1,212 人	

(2) 障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上



現状と課題

- 障がい者の様々なニーズに対応し、専門的な知識・技能を要する分野のサービスを適切に提供するためには、サービスに従事する人材の質と量の確保が求められており、県では、サービス提供の担い手である相談支援専門員、サービス管理責任者等を養成するため、岐阜県福祉事業団へ委託し、養成研修を実施しています。
- 近年は、特に就労系及び児童通所系のサービス事業者が増加しており、これらのサービスの質を確保するために、適切なスキルを持った人材の養成が必要となっています。また、障がい者の高齢化及び重度化の進展に伴い、より高い専門性を持つ人材の養成が必要となっています。
- サービス提供の担い手のみではなく、障害支援区分の認定調査員など、障害福祉サービスの支給決定に関わる人材育成、確保も必要です。
- それぞれの障がい特性に応じた意思疎通手段を確保するため、障がい特性に対応でき

る支援者を育成し、資質の向上を図ることが必要です。

- 強度行動障がいのある方への支援を行う人材を養成していますが、支援の質の向上を図るため、より実践的な演習等を行うフォローアップ研修等の実施が求められています。

今後の取組み

- ① 質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員や相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② 障害福祉サービス等の提供の現場において、総合的な支援の方針を定める重要な役割を担うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 重度訪問介護、行動援護、同行援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の利用できる障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 強度行動障がいのある方に適切な支援を行うことができる人材を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員の養成、資質の向上を図り、指定障害福祉サービスの適切な支給体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 市町村が実施する移動支援事業における外出支援の方策や支援の在り方等について、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議の場で検討されるよう働きかけていきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思疎通支援者を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

Ⅱ 社会参加と自立を進める支援の充実

1 教育の充実

(1) 特別支援教育を支える体制の整備



現状と課題

- 「子どもかがやきプラン」に基づき各地域において特別支援学校の整備を進め、平成 29 年度に県立特別支援学校 20 校体制が完成しました。しかし、児童生徒の増加に伴い、一部の学校では、2 校舎体制や教室不足の状況があります。
- 乗車希望者が乗車できるよう、スクールバスの整備を進めるとともに、待機者の解消や乗車時間 60 分超えの縮減を行ってきました。今後も、乗車を希望する児童生徒の推移に合わせたスクールバスの整備が求められています。
- 知的障がいの程度が軽度である生徒が増加していることに対応するため、職業教育に特化した高等特別支援学校の整備を進め、平成 29 年度に岐阜地域において岐阜清流高等特別支援学校を、平成 30 年度には西濃地域において西濃高等特別支援学校を開校しました。今後は、各地域の状況に応じた高等特別支援学校機能の整備が求められています。
- 幼稚園や保育所、認定こども園における幼児一人一人の発達の課題に即した教育・保育を充実させる必要があります。

今後の取組み

- ① 郡上特別支援学校の 2 校舎体制の解消や、可茂特別支援学校、東濃特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う狭隘化の解消等、教育環境の充実のために再整備を行います。

(教育委員会特別支援教育課)
- ② 県内各地域に高等特別支援学校機能を整備します。

(教育委員会特別支援教育課)
- ③ 乗車を希望する児童生徒数の推移に合わせたスクールバスの整備を行うとともに、各特別支援学校に整備したスクールバスの老朽化に伴うバスの更新を行い、通学手段を確保します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ④ 高等特別支援学校に配置された就労支援統括コーディネーターを活用し、地域の特別支援学校との情報連携や企業とのジョブプランの検討、中学生・高校生へのキャリア教育等を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑤ 高等特別支援学校機能の全県展開に向け、就労に関する専門的な職業教育が実施できるよう、専門教科の担当教員を養成します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑥ 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大するとともに、企業団体や労働関係機関等と連携した職場実習や就労支援を充実します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑦ 特別支援学校における老朽化施設の改修を順次行います。

(教育委員会教育財務課)

- ⑧ 私立幼稚園における障がい児の就園促進及び教育の充実を図るために必要な経費（人件費、教育研究経費、設備費）を助成します。

(環境生活部私学振興・青少年課)

- ⑨ 幼稚園や保育所、認定こども園の特別支援教育コーディネーター等の研修を充実し、全教職員に対して、特別な支援が必要な幼児についての理解を促進するなど、支援体制が築かれるよう指導・助言します。

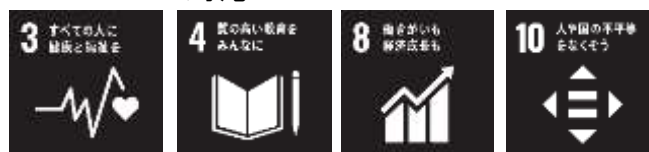
特別な支援が必要な幼児のスムーズな就学ができるような支援体制づくりの実践事例を収集し、その成果を県内に普及・啓発します。また、「個別の教育支援計画」が幼稚園や保育所、認定こども園で作成・活用され、適切な支援が小学校等へ引き継がれていくよう指導・助言します。

(教育委員会学校支援課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
高等特別支援学校機能の整備件数（累計）	2件 (R元)	3件	

(2) 障がいのある児童生徒のニーズへの対応



現状と課題

- 医療的ケアを必要とする特別支援学校の児童生徒が校外学習等に参加する場合、保護者の送迎や同行が必要になる状況があります。
- 特別支援学校における児童生徒は、重度・重複化、多様化してきており、多様な教育的ニーズに対応する教員の専門性の向上が必要です。
- 障がいの状況に応じた合理的配慮がなされ、障がいのある児童生徒一人一人が特性に応じた指導・支援が適切に行われる体制の充実が必要です。
- 「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」では、いじめの防止や早期発見等のため、障がいのある児童生徒への適切な指導や必要な支援を行うこととしています。
- 発達障がいのある児童生徒への理解が徐々に高まりつつあるなか、発達障がいの特性を踏まえた支援や、発達障がいのある児童生徒一人一人に合わせた支援を切れ目なく行うための体制のさらなる充実が必要です。
- 聴覚障がいの専門的な療育及び教育機関が岐阜市にあることから、遠距離地域に居住する幼児児童生徒は、専門的な指導、支援、相談を受けにくい状況にあります。専門的な療育や教育を受けることのできる体制を整備することが必要です。

今後の取組み

【障がいのある児童生徒の支援体制の充実】

- ① 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒が、保護者が同行しなくても安心して校外学習等に参加できるよう、看護師を配置するなどの医療的ケア実施体制を整備します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ② 各障がい種別に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員(コア・ティーチャー)を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

【情報環境整備関連（再掲）】(教育委員会特別支援教育課)

- ③ 特別な支援が必要な就学前児の早期発見・早期支援体制の一層の促進を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した切れ目のない支援の引継ぎの周知・徹底を図ります。

(教育委員会特別支援教育課)

- ④ 一人一人のニーズに応じた「合理的配慮」を継続的に実施し、切れ目のない支援を行うために、障がいのあるなしにかかわらず必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成し、進学時の確実な引継ぎを徹底します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑤ 児童生徒の就学先については、本人・保護者と合意形成を図りつつ、各市町村において総合的な観点から判断・決定することができるよう、市町村の担当者に対する研修会を実施するなどにより、市町村の体制づくりを支援します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑥ 障がいの特性に応じた学習上、生活上の困難さを改善し、持てる力を最大限に発揮できるように、ICT機器やデジタル教材の理解・普及に努めます。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑦ 小・中学校や義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、見通しがもてる学習過程や、集中しやすい教材・教具の工夫・改善等を取り入れた授業づくりを推進します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑧ 教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導、必要な支援を行うことにより、発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめの防止を図ります。

(教育委員会学校安全課)

【発達障がい児童生徒の支援】

- ⑨ 各地域の発達障がいのある児童生徒に対する指導力を備えた小・中学校の教員を発達障がいコア・ティーチャーに指名し、コア・ティーチャーによる実践的な通級担当教員の養成研修を実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑩ 高等学校においても、小・中学校段階で個別の支援を受けていた生徒が、必要に応じて引き続き支援を受けることができるよう、該当校の状況に応じて支援員の配置や、「少人数コミュニケーション講座」による指導を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑪ 発達障がいの可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供や一人一人の特性に応じた指導・支援が適切に行われるように、通常学級の担任等への助言を継続的に行うシステム（発達障がいコア・ティーチャー、指導教諭等）を継続します。

(教育委員会特別支援教育課)

【聴覚障がいのある児童生徒等の支援】

- ⑫ 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援の専任教員や専門性の高い教員を配

置し、聴覚障がいのある児童生徒の保護者等を対象とした相談会、近隣の小・中学校等への指導助言等を行います。また、飛騨地域においては幼児教室を実施します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑬ **岐阜聾学校をはじめ、県立の高等学校及び特別支援学校**で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

(3) 教員の専門性の向上



現状と課題

- 障がいの多様化に伴い、特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校において発達障がい等の特別な教育的ニーズのある児童生徒一人一人に適切な支援を行うことのできる教員の育成や指導力の向上が必要です。
- 近年、発達障がいを対象とする通級指導教室が急増しており、適切に通級教室の指導を行うことのできる教員の育成が喫緊の課題となっています。

今後の取組み

- ① 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援に携わる小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教員を対象とした研修を実施します。
(教育委員会特別支援教育課)
- ② 小、中、義、高等学校の教員に対し発達障がいの特性を踏まえ、該当児童生徒一人一人に合わせた適切な支援を行うために必要な実践的な指導力を身に付けるための研修を実施します。
(教育委員会特別支援教育課)
- ③ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

【障害者差別解消法関連（再掲）】(教育委員会教育研修課)

【発達障がい児童生徒の支援】

- ④ 各地域の発達障がいのある児童生徒に対する指導力を備えた小・中学校の教員を発達障がいコア・ティーチャーに指名し、コア・ティーチャーによる実践的な通級担当教員

の養成研修を実施します。

【障がいのある児童生徒への対応関連（再掲）】（教育委員会特別支援教育課）

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
特別支援学校教員の特別支援学校教諭 免許状保有率	82.7% (R元)	おおむね 100%	

2 雇用・就労の促進

(1) 障がい者の一般就労拡大の推進



現状と課題

- 本県の民間企業における障がい者雇用の状況は、障がい者雇用についての理解と関心の高まりにより近年着実に進展しています。令和2年6月1日現在で障がい者実雇用率は2.17%と、全国平均の2.15%を上回りました。しかし、法定雇用率(2.2%)には及ばない上、令和3年3月1日には法定雇用率が2.3%に引き上げられます。今後も、障がい者の就業促進と職業的自立の重要性について、事業主をはじめ、広く県民に理解を深めていただくため、啓発広報の充実に努める必要があります。



- 民間企業における在職障がい者数やハローワークを通じた就職件数、新規求職申込件数は増加しており、一般就労を通じた社会参加は着実に進んでいますが、法定雇用率達成企業は54.5% (前年比0.8ポイント下降)にとどまっています。
- 特別支援学校卒業生及び一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒の増加は今後も見込まれるため、実習先・就労先の受け入れ企業を拡大し、生徒一人一人のニーズに合った就労支援を強化する必要があります。
- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。

- 令和元年6月に改正された障害者雇用促進法に基づき、各任命権者（知事、教育委員会、警察本部長など）は、職員を対象とする「障がい者活躍推進計画」を定めており、計画に掲げる目標の達成に向けて、障がいのある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みを着実に進める必要があります。
- また、令和3年3月1日からの法定雇用率の改定に伴い、県の公的機関における法定雇用率も引き上げられることから（地方公共団体及び警察本部 2.5%→2.6%、教育委員会 2.4%→2.5%）、上記の計画に基づき、引き続き障がい者雇用の推進に努める必要があります。
- 平成30年度から一般就労に移行した障がい者の就労に伴う日常、社会生活上の支援に対応する就労定着支援事業が開始されました。
- 一般企業等への就労をめざす特別支援学校高等部生徒や高等特別支援学校生徒の実習先や就労先を拡大する必要があります。
- 障がい者の農業分野での活躍を通じた、農業経営の発展のため、農業と福祉の連携を推進する必要があります。
- 障がい者就労支援施設と農業者間の相互理解や情報共有を図り農福連携を進めることにより、障がい者の就労機会の拡大を図る必要があります。
- 障がい者の働き方のひとつとして、企業における在宅勤務（テレワーク）の導入が期待されています。

今後の取組み

【雇用の場の拡大】

- ① 経済団体、障がい者関係団体、福祉関係者、NPO等の関係者で情報交換や現状の課題の検討などを行い、各種施策の改善、拡充等に役立てます。
(商工労働部労働雇用課)
- ② 障がい者雇用推進セミナーを開催するなど、啓発活動の実施に努め、障がい者の雇用促進に関する事業主の理解を深めます。
(商工労働部労働雇用課)
- ③ 岐阜労働局等関係機関と連携し、特定求職者雇用開発助成金をはじめとする各種助成制度やトライアル雇用、ジョブコーチ制度をはじめとする各種支援制度の普及、啓発を図り、法定雇用率未達成企業の解消に努めます。

(商工労働部労働雇用課)

- ④ 障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰を行い、広く県民に周知することで、障がい者の雇用促進と職業の安定を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑤ 積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業（障がい者雇用率４％以上）、在宅就業支援団体及び障害福祉サービス事業所等から県が優先的に物品等を調達する制度（通称「ハート購入制度」）を引き続き実施し、障がい者の雇用の促進と継続及び福祉的就労の促進を図ります。また、県内市町村に対し、県はハート購入制度の導入について積極的に働きかけます。

(商工労働部労働雇用課)

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる県内の中小企業者及び組合の事業資金を通常より有利な利率で融資することにより、障がい者の雇用の促進を図ります。

(商工労働部商業・金融課)

- ⑦ 障がい者の一般就労の拡大に向けて、県内企業に対し、実習の受け入れや求人申込に向けた働きかけを行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑧ 障がい者雇用企業支援センターを設置し、障がい者に適した業務の洗い出し、経営等のコンサルティングやジョブコーチ養成研修を実施するほか、就労機会の拡大に向けた就労相談会等を開催するなど、障がい者雇用に関し総合的な企業支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑨ 増加する精神障がい者の就労と雇用に対応するため「精神障がい者就労支援ワーカー」を配置し、就労から職場定着に至る専門的な支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑩ 人事課内に設置する「障がい者就労オフィス「かがやきオフィスぎふ」」や本庁及び現地機関の幅広い所属における就労の場の確保を通じ、県における障がい者雇用を継続します。

(総務部人事課)

- ⑪ 障がいに関する理解促進、啓発のための研修や障害者職業生活相談員による訪問相談など、「岐阜県障がい者活躍推進計画」に定める取組みを実施することで、障がいのある職員が働きやすい職場環境整備を進めます。

(総務部人事課)

- ⑫ 障がいに関する理解促進、啓発のための研修や障害者総括相談員による訪問相談など、「岐阜県教育委員会障がい者活躍推進計画」に定める取組を実施することで、障がいのある職員が働きやすい職場環境整備を進めます。

(教育委員会教育総務課)

- ⑬ 「岐阜県警察障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいの特性に応じた職員の募集・採用試験の案内や障害者職業生活相談員による部内研修会等を実施するなど、全ての職員に障がい特性の理解の促進を図る取組みを推進します。

(警察本部警務課)

- ⑭ 障がい者雇用企業支援センターにおいて、企業のテレワーク導入に関する相談対応、支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

【特別支援学校卒業生の就労支援の充実】

- ⑮ 圏域ごとに「障がい者雇用開拓員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうえ、生徒一人一人のニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑯ 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大し、地域の企業と一体になった職業教育を推進するとともに、労働・福祉関係機関との連携により、卒業後の定着支援等、企業と生徒をつなぐきめ細かな就労支援を充実します。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑰ 特別支援学校高等部や高等学校等を卒業する予定の生徒（卒業年度の10月までに就職先が決まっておらず、一般就労を希望する場合）を対象に、企業での1ヶ月以内の職場実習を実施し、就労の促進を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

【就業に向けた支援施策の推進】

- ⑱ 在宅での就業を希望する障がい者を対象にITを活用した研修を充実し、職域の拡充を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑲ 岐阜労働局等関係機関と連携し、障がい者の特性と能力に合ったより多くの職場実習先や就職先の開拓・確保を行うとともに、短期の職場実習を実施し、障がい者及び事業所双方の理解を深め、就職の促進を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑳ 就労継続支援事業所を利用する障がい者を対象に、障がい者雇用に取り組む企業の見学会への参加、就労相談会への参加を支援することにより、一般就労意欲の向上を図ります。

(商工労働部労働雇用課)

- ㉑ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

【情報環境整備関連（再掲）】（商工労働部労働雇用課）

- ②② 公共職業安定所と連携し、訓練修了後の雇用を前提に障がい者がスムーズに作業環境に適応するための実地訓練を企業等に委託して実施します。

（商工労働部労働雇用課）

- ②③ 障がい者の職業能力の開発を図るため、岐阜県障がい者技能競技大会（アビリンピック）を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部と共催で開催するとともに、上位入賞者を全国障害者技能競技大会へ派遣します。

（商工労働部労働雇用課）

- ②④ 岐阜県障がい者総合就労支援センターにおいて、障がい者の一般就労を、相談、職業訓練、職業紹介、定着支援により総合的に支援します。

【ぎふ清流福祉エリア関連（再掲）】（商工労働部労働雇用課）

- ②⑤ 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。

【専門性の高い相談支援関連（再掲）】（商工労働部労働雇用課）

- ②⑥ 障がい者の就労等に対する支援として、障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を設置し、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、日常生活、地域生活に関する助言を行います。

【専門性の高い相談支援関連（再掲）】（健康福祉部障害福祉課）

□県内の障害者就業・生活支援センター一覧（令和3年3月末現在）

圏域	施設名	運営主体
岐阜	岐阜障がい者就業・生活支援センター	（社福）岐阜市社会福祉事業団
	清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ	（社福）舟伏
西濃	西濃障がい者就業・生活支援センター	（社福）あゆみの家
中濃	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	（社福）岐阜県福祉事業団
東濃	東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト t	（社福）陶技学園
飛騨	ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ	（社福）飛騨慈光会

- ②⑦ 難病生きがいサポートセンターに相談員を設置し、難病患者の就労に関する相談・支援を実施します。

（健康福祉部保健医療課）

- ②⑧ 農業分野と福祉分野をつなぐマッチングを推進するとともに、ノウフクマルシェの開催など農福連携の普及啓発を推進します。

（農政部農業経営課）

- ②⑨ 障がい者職業能力開発校において、障がい者が一般就労を目指す上で必要となる知識

や技能を習得するための訓練を実施します。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑩ 県立ハローワークにおいて、障がい者の職業紹介事業を関係機関と連携しながら実施します。

(商工労働部労働雇用課)

- ⑪ 障がい者職業能力開発校において、テレワークに必要な Web 会議ツールの利用体験などを実施します。

(商工労働部労働雇用課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
県内障がい者の実雇用率	2.17% (R元)	2.30%	「岐阜県成長・雇用戦略 2017」における R2 末時点の数値目標を据置き(戦略改訂時に見直し)
特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	98.6% (R元)	100%	
「働きたい! 応援団ぎふ」登録企業数	900 社 (R元)	1,000 社	
多様な障がい者委託訓練による就職率	48.6% (R元)	55.0%	
チャレンジトレーニング事業による就職率	47.0% (R元)	55.0%	
難病生きがいサポートセンターにおける 1 年間の就労相談件数	780 件 (R元)	増加	

(2) 福祉的就労の充実



現状と課題

- 障がい者が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があるということは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たしています。

- 県内就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上に向けた取組みを推進するため、岐阜県工賃向上計画を策定しています。
- 一般就労が困難な方に対しては、福祉的就労の充実により、社会参加の機会を拡大する必要がありますが、県内就労継続支援B型事業所の平均工賃(R元: 16,486円/月)は、全国平均(16,369円/月)を上回っていますが、目標平均工賃(20,000円/月)には及んでおらず、向上に向けた取組みが必要です。

□平均工賃・賃金

(単位：円/月)

施設種別/県・全国別		H27	H28	H29	H30	R元
就労継続支援A型	岐阜県	70,752	70,017	70,600	72,522	75,090
	全国	67,795	70,720	74,085	76,887	<u>78,975</u>
就労継続支援B型	岐阜県	13,166	13,718	14,010	15,191	16,486
	全国	15,033	15,295	15,603	16,118	<u>16,369</u>

- 就労継続支援事業を充実させるためには、事業所間や、事業所と企業等とのネットワークが必要であり、市町村においても多部門にまたがる連携が必要です。
- 障害者総合支援法には、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために、障がい者の就労を重要施策として位置づけています。このため、引き続き、福祉施設から一般就労への移行の促進に努める必要があります。
- 特別支援学校卒業生は増加傾向にあり、生徒一人一人のニーズに合った就労支援をさらに強化する必要があります。
- 障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行され、同法に基づき、地方公共団体等は毎年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務付けられました。また、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努める必要があります。

今後の取組み

- ① 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所が生産する製品の受注・販路の拡大、商品開発等を通じて授産活動の活性化を図るため、セルフ支援センターの活動強化を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② セルフ支援センターに設置した複数の事業所が共同で仕事を受注する共同受注窓口の運営を促進し、受注の拡大を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 経営コンサルタントや専門家の派遣、研修など、就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取組みを推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 5圏域ごとに障がい者の就労支援のためのネットワーク会議を設置し、就労継続支援事業所、企業、市町村の福祉部門及び商工部門等が参加する障がい者就労に関する情報交換会、講演、研修等を行い、地域のネットワーク構築を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 就労継続支援A型事業所について、収入の改善等により、賃金水準の向上を図るよう指導します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 精神障がい者が生活訓練を行っている作業所等への通所費用の経済的負担を軽減することにより、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進します。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 福祉的就労を希望する生徒についても、一般就労と同様、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等との連携のうえ、生徒一人一人のニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。

(教育委員会特別支援教育課)

- ⑧ 物品の購入や役務の提供などについて、県優先調達推進方針を毎年度策定し、官公需の受注機会を拡大するための取組みを進めます。また、市町村の調達方針策定や受注拡大に向けた取組みの推進について助言や支援を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 農業分野における工賃向上に向けた職域の拡大を図るため、生産者と福祉事業所間の農作業受託の仲介支援や、福祉事業所に対する専門家派遣、農業参入セミナーの開催など、農福連携の取組みを推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 農業分野と福祉分野をつなぐマッチングを推進するとともに、ノウフクマルシェの開催など農福連携の普及啓発を推進します。

【障がい者の一般就労関連 (再掲)】(農政部農業経営課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
就労継続支援B型事業所の平均工賃	16,486円 (R元)	20,000円	

3 外出や移動の支援

(1) 移動支援の充実



現状と課題

- 障がい者の社会参加を支援するため、障がい者の外出や移動の支援を目的とした福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。

- 障害者総合支援法における障がい者の移動支援のサービスは、自立支援給付や市町村の地域生活支援事業の中で行われています。
しかし、市町村の地域生活支援事業については、支援の対象者及び範囲等について各市町村が定めることとされているため、市町村間で移動支援のサービスに格差が生じている状況です。

- 身体障がい者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成を支援するとともに、身体障害者補助犬が不適切に同伴拒否されることがないように、身体障害者補助犬法の普及啓発を行う必要があります。

今後の取組み

- ① 重度の視覚障がいのある人や脳性麻痺等による全身性の障がいのある人の外出する機会を確保するため、同行援護事業等について、周知を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)

- ② 車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者が利用するため、介助者が運転する福祉車両の購入やリフト付き車両への改造等を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 市町村が実施する移動支援事業における外出支援の方策や支援の在り方等について、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議の場で検討されるよう働きかけていきます。

【福祉人材確保関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 身体障害者補助犬の育成、使用者への貸与を行うほか、公共施設はもとより、民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されることがないように、身体障害者補助犬法について事業者をはじめ広く県民に対し啓発を行います。
(健康福祉部障害福祉課)

4 障がい者スポーツの充実

(1) 障がい者スポーツの充実



現状と課題

- 県では平成 24 年にぎふ清流大会を通じた競技人口の拡大や選手の競技力向上の取組みを実施し大きな成功を収めました。ぎふ清流大会における取組みを一過性に終わらせることなく、スポーツによる障がい者の社会参加を推進するため、障がい者スポーツの普及促進を図っていく必要があります。
- 一般スポーツに比べて、障がい者がスポーツを行う機会が少ないため、障がい者スポーツの裾野拡大を進める取組みが必要です。
- 東京 2020 パラリンピックは1年延期となりましたが、開催を契機とした障がい者アスリートの発掘・育成・強化の取組みにより、世界最高峰の舞台を目指す県内の障がい者アスリートが増加し、競技力も着実に向上してきました。この取組みの成果を、東京大会だけでなくその後の次世代アスリートの育成に繋げていく必要があります。
- 競技力向上のためには、障がい者スポーツを支える環境の整備を進める必要があります。第2期[岐阜県障がい者総合支援](#)プランでの取組みにより、競技団体の組織化、専門指導者や練習場所の確保が進み、環境は整いつつありますが、県内選手が実施する競技が増えたことや、選手のレベルアップの状況に合わせて、こうした取組みを更に継続していく必要があります。
- 子どもから高齢者、障がいがある方もない方もレクリエーションに触れ合う機会を創出するため、レクリエーションの指導者派遣事業を展開しています。

今後の取組み

【東京 2020 パラリンピック及び東京大会後を見据えた取組みの推進】

- ① 令和 3 年に延期となった東京 2020 パラリンピックにおいて、10 名の岐阜県ゆかりのパラリンピアン輩出をめざし、出場が有力視される選手の競技力向上を支援します。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ② 東京大会後のパラリンピック等での活躍が期待できる次世代のトップアスリートを育成するため、県内の障がい者アスリート、チーム、競技団体の競技力向上を支援します。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ③ スポーツを通じた社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣を実施し、派遣選手の競技力の向上に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 岐阜県障害者スポーツ大会等を開催し、幅広い障がい者の社会参加を目指します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 精神障がい者スポーツ大会の開催を通じて、日頃、社会参加の機会が少なくなりがちな精神障がい者の方の相互交流、体力の向上を目指すとともに、県民の精神障がいに対する理解促進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 障がいのある人もない人も、県民皆がレクリエーションに触れることのできる「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」を開催し、レクリエーションを通じた交流を促進します。

【共生社会条例関連（再掲）】(清流の国推進部ねんりんピック推進事務局)

- ⑦ 令和3年に岐阜県では初めて開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に、障がいのある人の参加を積極的に促すなど、スポーツ・レクリエーション・文化を通じた交流の場を創出します。

【共生社会条例関連（再掲）】(清流の国推進部ねんりんピック推進事務局)

【障がい者スポーツの裾野の拡大】

- ⑧ 障がい者のスポーツ参加の機会を増やすため、障がい者スポーツ体験教室を実施競技及び地域を限定せず、希望に応じて県内各所で開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑨ 障がい者が新たな障がい者スポーツに触れられるよう県下全域でスポーツ教室を開催するとともに、競技人口拡大に向けた取組みを支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 障がい者スポーツの普及を図るため、障がい者スポーツを行う者の裾野を広げるための取組みや、障がい者スポーツにおける功労者を讃える取組みを実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

【障がい者スポーツを支える環境整備】

- ⑪ 障がい者スポーツの裾野拡大を支える人材の育成、活用のため、初級障がい者スポーツ指導員の養成講習会を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑫ 公認指導者の養成研修会への参加、中央競技団体や強豪チームへの指導者の研修派遣を支援するとともに、健常者の競技団体指導者を活用するなど、専門指導者の養成を進めます。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ⑬ 障がい者スポーツ競技団体の組織化を進めるため、競技団体設立のための準備、設立後の運営を支援します。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ⑭ 障がい者スポーツ活動の場として、特別支援学校の体育施設の優先利用など、県立学校体育施設の開放に引き続き取り組みます。

(清流の国推進部競技スポーツ課)

- ⑮ ぎふ清流福祉エリア内に整備した「福祉友愛プール」及び「福祉友愛アリーナ」の全県的な活用を促進するとともに、エリア内の連携によるスポーツ活動の推進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑯ 県の障がい者スポーツを統括する(一社)岐阜県障害者スポーツ協会の活動に対する継続的な支援を行い、引き続き県の障がい者スポーツ振興の推進役としての役割を強化していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑰ 障がい者スポーツを普及するための競技団体等の活動を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
東京パラリンピックへの県ゆかりの選手輩出数	1人 (H28 リオ)	10人 (R3 東京)	
障がい者スポーツ教室の開催数	31回 (R元)	39回	

5 障がい者の芸術文化活動の充実

(1) 障がい者の芸術文化活動の充実



現状と課題

- 平成30年6月、芸術文化活動の振興を図るため、障害者文化芸術活動推進法が施行されました。これに基づき、国において、平成31年3月に障害者文化芸術活動推進基本計画が策定され、障がい者の文化芸術活動の促進に関する施策の推進が図られています。
- 芸術文化活動に参加することは、障がい者の生活を豊かにし、社会参加を促進するうえで重要なことです。また、県民の障がい者に対する理解と認識を深めるうえでも、大きな役割を果たしています。
- 本県における障がい者の芸術文化活動の一層の推進に向けては、特に障がい者や事業所の取組みを支援する仕組みづくりを進め、県全域で障がい者芸術を定着させていく必要があります。
- このほか、障がい者の芸術文化活動の振興に向けては、芸術文化活動を行う障がい者の裾野拡大や発表機会の拡充を進めていく必要があります。
- 岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、障がい者の芸術文化活動の発表の場を提供し、障がい者の芸術文化活動の振興を図っていく必要があります。
- 障がい者の芸術文化活動を振興するために、県の障がい者芸術文化活動を総合的にコーディネートできる人材が必要です。
- 芸術活動を行う障がい者の裾野拡大を図るためには、県内全域で障がい者が芸術活動に触れる機会を創出する必要があります。
- 図書館等の文化施設では、車いす等での移動に配慮した設備の改善が求められています。
- 図書館では、新型コロナウイルス感染拡大防止の方策を徹底した上で、視覚障がい者

向けの対面読書サービスを継続することが課題となっています。

今後の取組み

【障がい者芸術を推進する仕組みづくりの推進】

- ① 障害者文化芸術活動推進法の趣旨に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ② ぎふ清流文化プラザを「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施など、障がい者の文化芸術活動の発表の場や障がい者文化芸術の情報発信・情報交流の場として活用を進めます。

【共生社会条例関連（再掲）】(環境生活部県民文化局文化創造課)

- ③ ぎふ清流文化プラザ内の障がい者芸術文化支援センターに障がい者文化芸術コーディネーターを設置するなど、障がい者の芸術文化活動に関する相談支援や障がい者の発掘、登録・育成、ネットワークづくり、情報発信を行うとともに、障がい者の芸術文化活動の総合的な支援を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

【障がい者芸術文化活動の裾野拡大や発表機会の充実等】

- ④ より多くの障がい者が芸術文化活動を体験できるように、県下全域で芸術教室を開催するとともに、芸術家派遣や出張アトリエ等を実施します。また、移動が困難な障がい者のために、派遣型の芸術教室やバス借り上げによる移動支援を実施するとともに、自宅等で楽しめるインターネットを活用した事業を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 障がい者の活動意欲の高揚を図るため、公益財団法人岐阜県教育文化財団等と連携して、障がい者の制作した絵画等による展覧会及び岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、創作活動等の成果を発表する機会の拡充に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

(環境生活部県民文化局文化創造課)

- ⑥ 障がい者の制作した絵画等をポジフィルムに登録し、官公庁や企業等にその利用を呼びかけ、使用料の一部を制作者に還元するアートバンク事業（ふれあいアートステーション・ぎふ）の実施を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑦ 「岐阜県芸術文化顕彰・奨励」において、障がいのあるなしに関わらず、優れた文化振興活動等を積極的に表彰します。

(環境生活部県民文化局文化創造課)

- ⑧ 令和6年度に岐阜県での開催が予定されている全国障害者芸術・文化祭に向けて、国や関係団体との調整を行い、障がい者の芸術文化活動の推進及び障がい者芸術の裾野拡

大を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

【芸術文化に親しめる環境の整備】

- ⑨ 県立の文化施設（美術館、図書館等）において、障がい者に配慮した鑑賞、閲覧等の手段を確保します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑩ 録音図書の製作・提供、対面読書の実施、視覚・身体障がい者への在宅郵送サービスの実施など、障がいの有無に関わらず全ての人が図書館を利用できる機会を提供します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑪ 図書館では、施設内の移動の容易化、もしくは介助体制を整えることなどを検討し、車いす等での移動に配慮します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑫ 図書館ではバリアフリーコーナーを設置・拡充し、障がい者サービス関連資料や機器を紹介するなどして、サービスの利用促進を図ります。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑬ 図書館では、マルチメディアデジタル図書を紹介するチラシを作成し、障がいの理解と、資料の利用普及を推進します。

【情報環境整備関連（再掲）】(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑭ 県内市町図書館等を対象とした研修を実施するなど、全県域図書館での障がい者サービスの推進を図ります。

【情報環境整備関連（再掲）】(環境生活部県民文化局文化伝承課)

- ⑮ 図書館では、視覚障がい者向けの対面読書について、新型コロナウイルス感染拡大防止の方策を徹底し、オンラインなど対面以外の方法を導入するなどしてサービスを継続します。

(環境生活部県民文化局文化伝承課)

【生涯学習の振興】

- ⑯ 身体障がい者及び精神障がい者の生涯学習を推進するため、放送大学岐阜学習センターの入学料、授業料の一部を助成します。

(環境生活部環境生活政策課)

- ⑰ 障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を推進するため、生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の関係部局間の連携体制を整備します。

(環境生活部環境生活政策課)

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
障がい者芸術事業開催圏域数	5 (R元)	5	

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

1 障がい者の地域生活支援

(1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域移行支援



現状と課題

- 障害福祉サービス等を提供する事業所については、年々増加してきましたが、一部のサービスによっては、まだまだ不足するサービスもあります。また、事業所の増加に合わせ、サービスの質の向上も求められています。
- 県においては、「第1期岐阜県障害福祉計画（平成18～20年度）」からこれまで地域移行を推進しつつ入所定員数を削減してきました。令和元年度入所定員は2,341人と、平成17年度定員比で149人の減員となっています。
- 一方、入所施設の待機者数は、今後3年以内に入所が必要な方が約200人います。また、時期未定としている待機者は約300人おり、3年前の同時期の約400人からは減少したものの、依然として多くいます。このことから、入所が必要な方が相当数おり、入所施設の確保が必要な状況にあります。
- 県が令和元年度に行った障がい者のニーズ調査では、自宅にて生活している重度の障がい者のうち3人に1人の方が3年後に入所施設が必要、約半数の方が親亡き後に必要との回答がありました。
- 一方で、同調査においては、軽度の障がい者を中心に、グループホームを必要とする声が多数ありました（自宅にて生活する軽度障がい者のうち5人に1人が3年後に必要、3人に1人が親亡き後に必要と回答）。
- また、同年度に県が特別支援学校の児童生徒の保護者に対して実施したニーズ調査では、知的障がいのある児童生徒の保護者を中心に、小学部及び中学部においては親亡き後に入所施設を望む声が多いものの、卒業に近い高等部の生徒においては、グループホームを望む声が入所施設より多くなる傾向が見られました。

- 県内の障がい者関係団体からは、「グループホームの整備促進とともに、地域生活支援拠点等の整備、日中系サービスの充実等が必要」「障がいの程度にかかわらず、親亡き後の住まいや必要なサービスが適切に確保されることが必要」との意見をいただきました。
- 障がい者の地域生活への移行を進めていくためには、障害福祉サービスやグループホーム等の住まいの受け皿の整備といったハード・ソフト面の整備・充実だけでなく、障がい者に対する地域の理解の促進や、万一の際のバックアップ態勢など、障がい者の地域生活を支えるための総合的な環境整備が必要です。
- 平成 30 年度における障害福祉サービス事業所等の情報公表制度導入により、事業者情報を広く一般公開することが必要とされました。
- 平成 30 年度に、介護保険サービスと障害福祉サービスとの間で相互参入がし易くなる共生型サービス制度が導入されました。
- 県営住宅について、現状では、心身障がい者世帯からの優先入居の申込みについて、ほぼ全ての事例で入居に対応することができています。引き続き、障がい者の優先入居に対応していくことが必要です。
- 視覚障がい者の高齢化が進む中で、これまで整備に向けて検討を行ってきた盲養護老人ホームについては、県内初の施設が整備され、令和 3 年度から開設される予定であり、今後の活用が期待されます。

今後の取組み

- ① 障害福祉計画（第 5 章）に基づき、訪問系サービス、日中活動系サービス、障害児通所支援及び居住系サービス等について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 障害福祉サービス等を提供する事業所に対する適正な指導の実施などにより質の向上に努めます。また、障害福祉サービス等の内容等について、利用者がわかりやすいよう、必要な情報を提供するよう努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 情報公表制度における事業者情報の公表率を 100%とすべく、事業所の情報公表への取組みを推進します。
(健康福祉部障害福祉課)

【訪問系・日中活動系サービス等の充実】

- ④ 障がいのある人が身近な地域で満足のいく訪問系サービスが受けられるよう、事業者の新規参入や介護保険制度の訪問介護事業者の参入によるサービス量の確保・質的充実を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 精神障がい者の特性やニーズに適切に対応できる人材を確保するため、研修会を通じて専門性の高い居宅介護（ホームヘルプ）従事者の養成に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 難病患者等が安心して在宅での療養生活を送れるよう、難病患者に対応できるホームヘルパー（難病患者等ホームヘルパー）の養成・資質向上に引き続き取り組みます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図るため、地域のニーズを踏まえて日常生活用具給付事業に取り組む市町村を引き続き支援します。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑧ 平成30年4月に導入された「共生型サービス」については、社会的、地域的ニーズを踏まえ、県条例等の基準に沿って、共生型サービスの適切な実施を推進します。

【障がい者の地域生活支援関連（再掲）】 (健康福祉部高齢福祉課)

(健康福祉部障害福祉課)

【生活の場の確保・充実】

- ⑨ 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数（約200人）ある状況、さらには障がい者のニーズ調査における入所施設を必要との結果（自宅にて生活する重度障がい者の3人のうちの1人が3年後に必要と回答）を踏まえ、現状維持を目標とします。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑩ 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からもグループホームの整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や高齢の障がい者の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑪ 自宅あるいは施設からグループホームへの移行については、グループホームへの理解が未だ深まっていないことで進まないことも考えられることから、グループホームが、外部サービスを利用しながら自立した自分らしい生活を送ることが期待できる場であることがわかるような事例集を作成し、市町村と連携して啓発を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑫ グループホームの整備については、地域住民の理解が得られないこと等により滞るケ

ースもあることから、グループホームの開設に係る手引書を作成し、整備に向けて必要となる準備等をあらかじめ示すことで、着実な整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑬ 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等が圏域ごとに整備されるよう、引き続き促進します。

そのために、相談支援特別アドバイザー、圏域サポーターを市町村等に派遣し、整備に向けた助言を行うとともに、各圏域の障害者自立支援推進会議において、地域の関係機関の調整を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑭ 既に整備されている地域生活支援拠点等については、年1回以上、整備後の拠点等が地域のニーズ・課題に込えられているかを検証し、改めて必要な機能の確保について検討するよう、整備主体である市町村に促します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑮ 地域生活支援拠点等の整備・運用に係る関係者の情報交換の場を設け、各拠点等の運用状況、課題等についての様々な情報をお互いに交換することで、各拠点等の機能のさらなる充実、強化に繋げられるようにします。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑯ 県営住宅における障がい者の優先入居を引き続き実施します。また、車いすでの生活が可能でな住戸の整備を推進します。なお、市町村営住宅に関しても市町村と協力・連携をしていきます。

(都市建築部住宅課)

- ⑰ 段差の解消や手すりの設置等、県営住宅のバリアフリー化を引き続き推進します。

(都市建築部住宅課)

- ⑱ 障がい者の方が同居される世帯の、バリアフリー等の性能を有した住宅の取得及び改修に対して支援します。

(都市建築部住宅課)

- ⑲ 障がい者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、入居のマッチングや情報提供を行う「新たな住宅セーフティネット制度」を推進し、障がい者等が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

(都市建築部住宅課)

- ⑳ 国予算状況により、施設整備補助金の採択が困難な状況となっている中で、障がい者の地域移行に重要な役割を担うグループホーム整備について、国の補助制度に採択されない場合に、県独自の支援策(県単補助)により、市町村と連携して支援していきます。

(健康福祉部障害福祉課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
難病患者等ホームヘルパーの養成者数（累計）	1,322 人	1,440 人以上	
福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数（累計）	257 戸 (R元)	297 戸	

(2) 入院中の精神障がい者の地域移行、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進



現状と課題

- 平成 29 年 2 月に、「入院医療中心から地域生活中心」という国の政策理念に基づく施策をより強力に推進し、精神障がい者の一層の地域移行を地域において具体的な政策手段により実現していくため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という新たな政策理念が示されました。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。このしくみが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されます。
- これまで地域移行・地域定着事業の実施など、患者を退院に導く仕組みを整備してきた結果、精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行が徐々に促進されてきました。しかし、精神障がい者を直接支援する人材が不足していること、住居・就労・活動の場等地域の受け皿が十分でないこと、市町村における精神保健福祉施策への認識にばらつきがあること等、精神障がい者の地域移行に向けては、多くの課題があります。
- このような状況の中で、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する必要があります。

- また、措置入院から退院した後の患者についても、医療等の継続的な支援を受け、地域で孤立することなく生活を送れるようにするためには、措置入院中から措置解除後の各段階において、明確な責任主体を中心として、関係者による退院後の医療等の支援が進められていく仕組みを設ける必要があります。

今後の取組み

【「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進】

- ① 地域生活に必要な体制整備を推進するために保健所が、病院や市町村、福祉サービス事業者等への働きかけや、地域の必要なサービス体制に関する指導・助言や、相談支援専門員への指導・助言等、地域での退院促進や地域生活支援の体制整備の総合的な調整を実施します。

(健康福祉部保健医療課)

- ② 保健所が主催する地域移行推進会議や保健・医療・福祉関係者による協議の場において、地域の事業所や医療機関などと、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるための、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括システム」の構築推進が図られるよう協議・検討を行っていきます。

(健康福祉部保健医療課)

- ③ 平成 26 年 4 月の精神保健福祉法の改正により、医療保護入院を行った際に病院に義務付けられた「退院後生活環境相談員」が十分機能するよう、病院に対する指導を行います。

(健康福祉部保健医療課)

【入院中の精神障がい者の地域移行支援】

- ④ 精神障がい者の社会的入院等を防ぎ、当事者及び家族の意思を尊重した地域移行ができるよう、精神科病院へ入院する際には、本人への支援に加えて、家族を含めた包括的な支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑤ ピアサポーターの活用により、当事者の視点やリカバリーの経験を踏まえた働きかけを行うことで、地域移行・地域定着の推進を図ります。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 措置入院患者が退院後も切れ目なく必要な医療などの支援が受けられるよう、措置入院中から、市町村、民間支援団体などの関係者と支援内容等の検討を行うための調整会議を保健所に設置し、退院後支援における関係機関の役割の確認、調整などを適切に行うため「退院後支援計画」を作成します。

(健康福祉部保健医療課)

数値目標

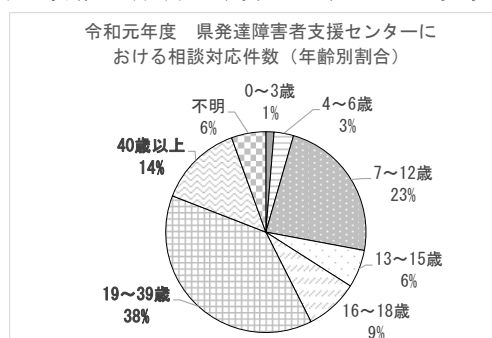
項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	310日 (H28)	316日以上	平成28年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)退院後1年以内の地域における平均生活日数
精神病床における入院需要(県内患者数)	3,270人 (R元)	3,082人 以下	
精神病床における入院需要(県内患者数)急性期(3カ月未満)	679人 (R元)	780人 以下	
精神病床における入院需要(県内患者数)回復期(3カ月以上1年未満)	455人 (R元)	540人 以下	
精神病床における入院需要(県内患者数)慢性期(1年以上)	2,136人 (R元)	1,762人 以下	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	0回 (R元)	5回以上	

(3) 発達障がい児者支援の充実



現状と課題

- 平成28年に改正された発達障害者支援法は、「ライフステージを通じた切れ目のない支援」、「家族なども含めたきめ細やかな支援」、「地域の身近な場所で受けられる支援」が大きな柱となっており、地域の実情に合わせた支援体制の構築が求められています。
- 県の支援拠点である発達障害者支援センターの相談件数は増加傾向にあり、そのうち成人期の相談が全体の約半数を占めています。発達障がいの認知度の広がりにより、成人期の支援ニーズが高まっていますが、県全体を見ると中学・高等学校・専門学校・大学卒業後のフォロー体制や、支援者間の情報共有・引継ぎ体制は十分とは言えない現状があります。



- 「ライフステージを通じた切れ目のない支援」を行うため、各圏域に発達障がい地域支援マネジャーを配置していますが、特に成人期以降の支援について、さらなる充実、強化が求められています。
- 地域での支援体制を強化するため、発達障がい児者やその家族に適切な対応のできる支援者の養成と、支援者間のネットワーク構築を図る取組みが必要です。
- また、発達障がい支援において早期発見・早期支援が重要とされていますが、専門的医療機関は限られており、県立希望が丘こども医療福祉センターの初診予約は約3か月待ち（令和2年9月時点）など、依然として初診待機期間の長期化が続いています。
- 発達障がい児者やその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、本人・家族同士が互いに支え合う活動の推進や、県民に対する正しい理解の普及を図る必要があります。

今後の取組み

【身近な地域で受けられる支援の充実】

- ① 県発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターにおいて発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、市町村、保育所、学校、障害福祉サービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行い、地域の支援体制の強化を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 市町村における個別支援ファイル（サポートブック）の作成、活用を促進し、教育と福祉の連携及びライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を目指します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 成人期の発達障がい者が身近な地域で支援を受けられる体制を整備するため、県発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターが地域のネットワーク体制の構築に向けて働きかけを行います。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携し、成人期の発達障がい者に対して、就労や生活に重点を置いた支援を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 高齢期を迎える発達障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対し、障害福祉サービスと医療・介護等多職種連携体制の整備を図るよう働きかけます。
(健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 福祉、教育、医療、保健、労働その他の関連分野の有識者で構成される発達障がい者等支援体制整備推進連携会議（発達障害者支援地域協議会）において、県内の支援体制の状況等を把握、評価し、次なる施策の展開に繋がります。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑦ 発達障がい児者やその家族に対して、適切な対応を行うことのできる地域の支援者を養成するため、発達障がいに関する各種研修の充実を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

【発達障がい医療提供体制の強化】

- ⑧ 発達障がい児者が身近な地域で診療が受けられる体制を強化するため、各圏域の発達障がい専門外来を設置する医療機関に対し、支援を行います。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑨ 発達障がいの診療が可能な医療機関の情報を集約して県民向けに公開する等、発達障がい児者が医療資源に繋がりがやすい環境を整備します。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑩ 県立希望が丘こども医療福祉センター内に設置した発達精神医学研究所の運営により、発達障がい診療や支援を通じて、発達障がいに対応できる医師や療育人材の育成を図ります。

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

- ⑪ 発達障がい児者が日頃受診するかかりつけ医等の医療従事者に対し、発達障がいに関する研修を行い、地域の医療機関で発達障がいの特性に合わせた適切な対応を受けられる体制の整備を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

【本人・家族支援の充実】

- ⑫ 同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族同士等の活動の提供、周知等を行い、ピアサポート活動の推進を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

- ⑬ 発達障がい児者の家族支援体制の構築を図るため、市町村に対するペアレントトレーニング（親が子の行動を観察し、特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと）の普及やペアレントメンター（発達障がい児者の子育て経験のある親で、その経験を生かし相談を行う者）の養成及びその派遣を県内全域に拡大します。

（健康福祉部障害福祉課）

【発達障がいについての理解促進】

- ⑭ 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会をとらえ、市町村や障がい者関係団体と連携して県内各地でブルーライトアップや啓発物品の配布等の活動を行います。

【共生社会条例関連（再掲）】（健康福祉部障害福祉課）

- ⑮ 社会全体で支え合う体制を構築するため、県内各地で幅広く「発達障がいサポーター養成講座」を開催し、発達障がいに対する正しい理解の普及を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

（４）高齢障がい者への支援の充実



現状と課題

- 市町村においては、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいの生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点」の整備が進められています。

- しかしながら、令和元年度末時点で地域生活支援拠点の整備を終えた市町村は14市町村に止まり、また、障がい者関係団体からは「介護」等との連携を図る必要性があるなどの地域生活支援拠点の機能強化を求める意見があります。障害者総合支援法に基づき市町村に設置される協議会では、介護との連携推進を課題と位置付けている協議会は5協議会に止まっています。

- また、障がい者が満65歳以上となった場合は、原則として介護保険サービスを優先利用することとなりますが、障がいの個別の状況に応じ、障害福祉サービスと介護保険サービスを併せて利用できることとなっています。しかし、相談支援専門員と介護支援専門員の連携が十分でないなどの指摘があります。

- 一方、市町村においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

- 地域包括ケアシステムを構築するため、全ての市町村において、介護保険法に基づく「在宅医療・介護連携推進事業」が進められ、医療・歯科医療・訪問看護・介護等の多職種連携体制の整備が進められています。

- しかしながら、地域包括ケアシステムは障がいのある高齢者のためにも構築されるものですが、在宅医療・介護連携推進事業では、知的障がいや発達障がいなどの障がいのある高齢者支援についての検討が進んでいない現状があります。

今後の取組み

【現状把握と課題抽出】

- ① 高齢障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制整備は一義的に市町村の役割ですが、県では複数の地域をモデル地域に指定し、高齢障がい者を地域で支えていくために、医療・福祉資源等の現状把握や課題抽出を図り、課題解決に向けた施策を検討します。

(健康福祉部障害福祉課)

【高齢障がい者を支える体制づくり】

- ② 高齢障がい者を共に支え、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員（障がい）や居宅サービス計画を作成する介護支援専門員の連携を図るため、相互の制度理解や連携方法を学ぶ研修会を開催し、障がい福祉・介護の連携体制を構築します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ さらに、高齢化は疾病等のリスクが高まることから、障がい福祉・介護関係者だけでなく、医療・歯科医療・訪問看護などの職種との連携が重要になって来ます。県が主催する在宅医療・介護連携推進圏域別研究会等において、市町村に対し、高齢障がい者をも支える多職種連携体制の構築を働きかけます。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 地域包括ケアシステムは日常生活圏域（主に中学校区単位）での構築を目指していることから、地域包括支援センター職員に対し、障がい福祉に関する研修を開催し、障がいのある高齢者が身近な地域で相談できる体制整備を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

【住まいの場の確保と共生型サービスの整備推進】

- ⑤ 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からも整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や高齢の障がい者の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を促進します。

さらに、グループホームの整備に当たり、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。

【障がい者の地域生活支援関連（再掲）】 (健康福祉部障害福祉課)

- ⑥ 平成30年4月に導入された「共生型サービス」については、社会的、地域的ニーズを踏まえ、県条例等の基準に沿って、共生型サービスの適切な実施を推進します。

【障がい者の地域生活支援関連（再掲）】 (健康福祉部高齢福祉課)

(健康福祉部障害福祉課)

2 施設入所者への環境・サービスの質の向上

(1) 入所施設の居住環境の整備やサービスの質の向上



現状と課題

- 障害者総合支援法における障害者支援施設については、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に照らし、地域の実情や障がい者本人のニーズ等を踏まえた入所者支援を進める必要があります。

- 施設利用者の支援に当たっては、利用者の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の障がいの重度化・高齢化に適切に対応するとともに、プライバシーの確保など、生活の質を高める必要があります。

- 「DX で生活を豊かに、DX で生活を安心に、DX で生活を便利に」することを目指し、「岐阜県 DX (デジタルトランスフォーメーション) 推進計画 (仮称)」の策定に向けた検討が進められています。障がい福祉分野においても、DX を活用した施策を推進する必要があります。

今後の取組み

- ① 重度障がい者のための入所施設等の環境やサービスの質の向上を図ります。
 - ・居室の個室化など居住環境の整備や、強度行動障がいを持った人に対する支援技術の向上などハード・ソフト両面の整備を促進します。
 - ・施設等において利用者の個別支援計画の作成、サービスの提供について統括を行うサービス管理責任者に対する研修を実施します。
 - ・障がい者の高齢化が進み、また、医療的ケアが必要な障がい者が増えるなかで、施設における医療行為の方向性や対策について、今後検討をしていきます。
(健康福祉部障害福祉課)

- ② 障害福祉サービス施設等の業務省力化、生産性向上及び新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、オンライン面会システムや介護ロボット、ICT機器等の導入を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)

(2) 県立ひまわりの丘の再整備



現状と課題

- 県立ひまわりの丘は、知的障がい児・者の入所支援施設であり県の障がい福祉施設の中核機関として機能していますが、施設の老朽化及び利用者に適した環境への改善（高齢化や重度化が進んでいることを踏まえた生活環境の改善）のため施設の再整備が急務となっています。

- ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」については、県福祉事業団が設置運営主体となり、同一敷地内で段階的に建て替えを進めており、平成29年4月にはひまわりの丘「いこい棟」、平成30年4月に「事務・センター棟」、令和2年6月には「なごみ棟」が利用開始となりました。また、新棟の利用開始に伴い、第四学園は令和2年5月に廃止となり、同年に解体工事を実施しました。

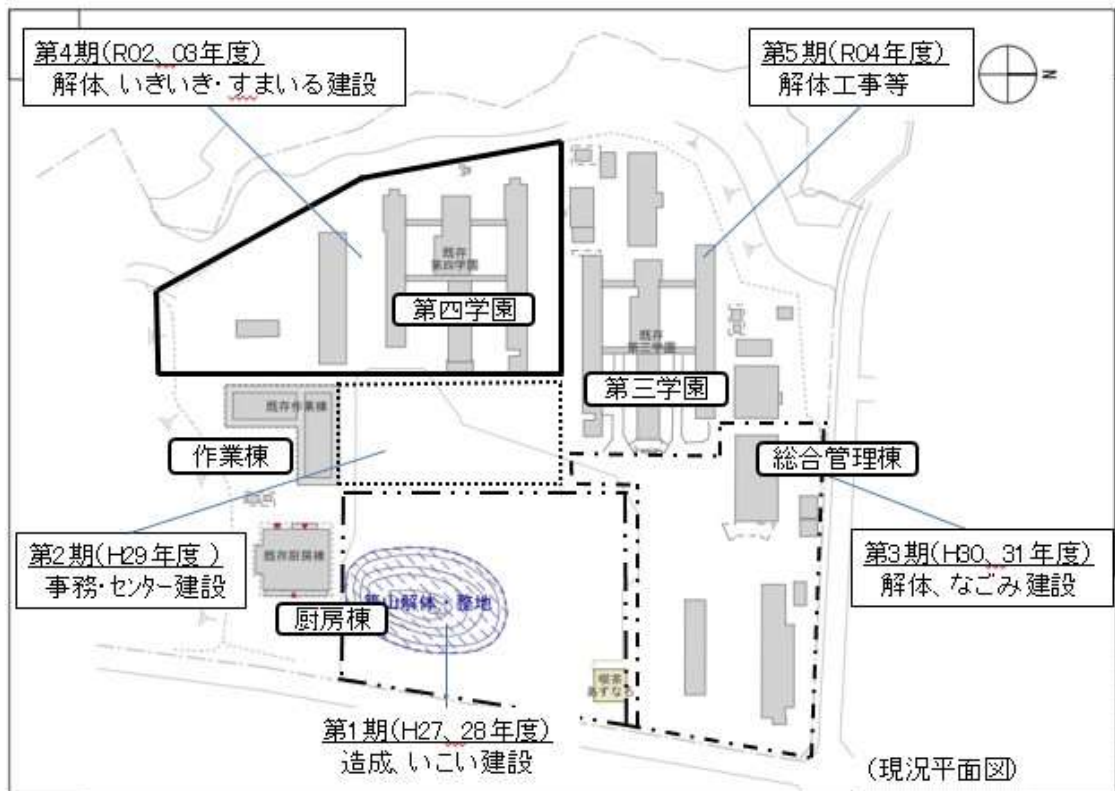
今後の取組み

- ① 令和4年4月に「いきいき・すまいる棟」が利用開始できるよう、引き続きひまわりの丘の建て替えを進めます。また、利用開始に伴い、廃止となる「第三学園」の解体工事を令和4年に行います。

なお、これらの建て替えの中で、利用者の高齢化や障がいの重度化や強度行動障がい等への専門的な対応促進を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

ひまわりの丘再整備の工事概要 (第三・第四学園)



3 生活支援に係る各種制度等の活用促進

(1) 各種手当制度や割引・減免制度の周知徹底



現状と課題

- 障がい者が地域社会の中で自立し、生き生きとした生活を送るためには、生活の糧となる所得の確保が重要です。

- 生活安定のための各種手当や関連制度などの活用を促進するため、積極的に広報活動を展開し、周知徹底に努める必要があります。

今後の取組み

- ① 障がい者の生活安定のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)

- ② 障がい者の経済的負担を軽減するため、障害福祉サービス制度の内容や利用方法等について紹介する「岐阜県障がい者福祉の手引」を活用し、鉄道や有料道路等の運賃・料金の割引制度、NHK放送受信料の減免制度等について周知の徹底を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 市町村が実施している重度心身障害者医療費助成制度（県が事業費の1／2を補助）について、市町村と連携して、制度内容、手続き方法等について周知徹底を図ります。
(健康福祉部国民健康保険課)

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実

(1) 各種健診の受診勧奨や保健指導、心の健康づくりの推進



現状と課題

- 県では、生涯を通じた健康づくりの実現に向けて、壮年期死亡の減少、生活習慣病を原因とした障がいの減少、健康格差の縮小を基本目標とした健康増進計画「第3次ヘルスプランぎふ 21」を策定し、県民一人一人、また県全体で健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指しています。

- 健康寿命の延伸を図るためには、これまでの取組みをさらに推進するとともに、「健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進」や「自然に健康になれる環境づくり」「行動変容を促す仕掛け」など新たな手法も活用した取組みを推進することが必要です。

- 妊娠期から乳幼児期において、疾病等の予防・早期発見が障がいの予防や軽減につながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、より一層の保健施策を充実していくことが必要です。
また、県においては、早期支援を目的とした医療機関との連携による支援体制を整備していますが、育児不安等精神的な問題による妊産婦に対する支援依頼数が年々増加傾向にあるため、妊産婦等の孤立感や負担感を軽減し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援体制の整備が重要となります。

- 市町村では、地域住民の健康の保持、増進を図るため、保険者として高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健診・特定保健指導をはじめ、健康増進法による保健事業や各種がん検診を実施しています。障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、重症化予防のために、各種健診の受診率向上に向けた取組みの強化や保健指導の充実を図っていく必要があります。

- 特定健診・特定保健指導や各種がん検診の実施率の向上に向け、市町村や医療保険者等の関係機関と連携し、保健事業の充実を図っていく必要があります。

- 食に関する価値観の変化やライフスタイルの多様化などにより、栄養の偏りや脂質・食塩の過剰摂取、野菜摂取量の不足など、生活習慣病に結びつく食生活習慣を改善させる必要があります。
- 雇用情勢の悪化等著しい社会経済情勢の変化は、労働者の職場における労働衛生の面に大きな影響を及ぼしており、特に最近では、従来以上に仕事が原因のうつ病など心の健康問題が生じています。このため、自殺予防対策を含めた心の健康づくり対策が大きな課題となっています。
- 安定的な産科医確保により、総合周産期母子医療センターをはじめとする三次周産期医療機関の機能が堅持できるよう、周産期医療機関関係者との協議を継続すると共に、周産期医療機関の連携や救急搬送体制等県内における新たな周産期医療体制の構築に向けた対応を図る必要があります。
- 新生児蘇生法講習会の受講者のうち、一次周産期医療機関の医師の受講が少ないため、一次周産期医療機関において適切に新生児蘇生を実施できるようにする必要があります。
- 幼児の視力発達については、おおむね5歳までで完了すると言われており、これまでに弱視等を発見できないと、その後、視力を得ることが難しくなるため、3歳児健診で弱視等を発見する必要がありますが、現行のランドルト環等を使ったスクリーニングは充分とは言えないことから対応が必要です。

今後の取組み

【健康づくりの推進】

- ① 県が策定した「第3次ヘルスプランぎふ21」（平成30～令和5年度）に基づき、関係団体と連携、協働しながら、県民一人一人の自覚と実践を基本とした健康づくりの取組みを促進します。

（健康福祉部保健医療課）

- ② 県民の自主的な健康づくりをポイント化し、ポイントに応じて特典が得られる「健康ポイント事業」や、企業による従業員への健康づくりなどの取組みを支援する「健康経営推進事業」を実施するなど、健康無関心層も含めた県民に対し行動変容を促すとともに、自然に健康になれる環境づくりを促進します。

（健康福祉部保健医療課）

【疾病等の予防、早期発見】

- ③ 障がいの原因となる脳神経疾患、心疾患、CKD（慢性腎臓病）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の誘因の生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症、喫煙等動脈硬化

症) 予防、がん予防をはじめ、うつ病、アルコール依存症、ニコチン依存症、高齢化に伴う認知症、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)といった健康課題を予防するために、保健事業、健康づくりに取り組みます。

(健康福祉部保健医療課)

- ④ 市町村と協同して妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、新生児に対する先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施して疾病等の早期発見に努めます。

また、妊娠・出産・育児において、不安や孤立感等を持つ対象者の早期把握・継続的支援を行うため、市町村における妊娠届出書等を活用した妊娠期の支援や、子どもの成長発達の段階に応じたきめ細かい健康診査・育児相談の充実を図り、子育て世代包括支援センター等地域に密着した支援体制の強化を推進します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

- ⑤ 県では「第3次岐阜県食育推進基本計画ー未来へつなぐ清流の国ぎふの食育(平成29年3月策定)」に基づき、次世代を担う子供と食生活の課題が多い青年期を重点世代として取組むとともに、障がい者が生涯を通じて健康で元気に暮らせるように低栄養予防を目的としたフレイル対策として食育を推進します。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 岐阜県方式の児童生徒の集団心電図検査や心臓・腎臓疾患の学校生活管理指導票を活用した健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

(教育委員会体育健康課)

- ⑦ 心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を図るとともに、保健所、精神保健福祉センター等関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化を図ります。また、第3期岐阜県自殺総合対策行動計画(平成30年10月策定)に基づき、うつ病対策や相談体制の充実など、自殺予防に向けた取組みを進めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑧ 壮年期からの生活習慣病予防意識の向上を図るため、市町村や医療保険者と連携し、特定健診・特定保健指導の効果的な実施や各種がん検診等の保健事業の充実に努めます。

また、市町村や保険者等と連携し、健診や医療費等のヘルスデータを活用して健康実態を把握し、効果的な健康施策の展開を進めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑨ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する正しい理解を促すために普及啓発活動の実施などに努めるとともに、依存症相談拠点における専門相談や、専門的な医療の提供体制の充実を図り、依存症の早期発見・早期治療に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑩ 胃がん検診の受診の動機づけとして、50、54、58、62歳の受診者の自己負担金相当額の補助により受診率の向上に努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑪ 3歳児眼科検診のあり方について、検査機器（ビジョンスクリーナー）を用いた方法について、市町村での実施に向けて体制を整備します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

【治療体制の充実】

- ⑫ 総合医療センターをはじめとする三次周産期医療機関において、ハイリスク妊産婦や新生児を受け入れる体制を維持し、高度医療の提供に努めます。また、周産期医療協議会を通じて、関係機関等との連携を図りながら各圏域における出産前後の医療体制を確立させ、県における出産前後の医療ネットワークの整備を進めます。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑬ 周産期医療に携わる医師・看護職員等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑭ 医療機関の選択に資するため、インターネット等による医療機関の医療機能に関する情報の提供を促進します。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑮ 周産期医療関係者による岐阜県周産期医療協議会を開催し、緊急時に最適な医療機関へ妊婦等を搬送し、迅速に医療が提供できるよう、「妊婦救急搬送マニュアル」の改訂を行うとともに、三次周産期医療機関において24時間体制の電話連絡システムによる妊婦等の受入体制を維持するための支援を行います。

(健康福祉部医療整備課)

- ⑯ 引き続き、一次周産期医療機関の医師への研修等の受講勧奨に取り組みます。

(健康福祉部医療整備課)

2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

(1) 保健・医療体制の充実



現状と課題

- 障がい者は、身体に何らかの疾病を抱えている人も多く、障がい者の多くが自身の健康や体力に不安を抱いており、医療的ケアを必要としています。
- 障がい児者は、口腔の管理や治療が困難な場合が多く、個々の障がいに応じた日常的口腔ケア等の対応や、歯科診療には多くの医療スタッフや長時間の診療を要することもあり、専門的な人材育成を推進することが必要です。
- 精神障がい者の在宅生活を支援するため、地域で適切な精神医療が受けられる体制を整備するとともに、保健所や精神保健福祉センター等において様々な精神保健相談や訪問指導など、地域における精神保健対策の充実を図っていくことが重要です。
- 交通事故や脳血管疾患等による脳損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい等の後遺症を呈する高次脳機能障がいなど新たな障がいへの対応が求められています。

今後の取組み

【医療体制の充実】

- ① 歯科疾患の予防や口腔機能向上を推進するため、人材育成等の歯科保健医療事業の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【精神障がい者に対する保健、医療の充実】

- ② 保健所、精神保健福祉センター等において、多様化する精神疾患の早期発見と早期治療のための相談体制の充実を図り普及啓発を行います。また、自殺予防対策の一環として、市町村と連携を図りながら、ゲートキーパーの養成を行い、地域において自身や周囲の人の心の健康に関心を持てる人材を育成します。

(健康福祉部保健医療課)

- ③ 精神障がい者の人権に配慮した医療を推進するため、精神医療審査会において入院の必要性や入院患者の処遇について審議を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ④ 入院患者の処遇改善など、精神障がい者に対する適切な医療の確保を図るため、医療機関に対し、実地指導等を通じて助言・指導を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑤ 地域で生活する精神障がい者の適正な医療の確保を24時間体制で支援するため、輪番制による精神科救急医療システムにより、精神疾患の急変、急発により速やかに医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療を行います。

(健康福祉部保健医療課)

【高次脳機能障がいへの対応】

- ⑥ 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。

【共生社会条例関連（再掲）】(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 高次脳機能障がい者への専門相談を行う支援拠点機関や圏域コーディネーターを設置することで、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、医療や福祉、就労など包括的な指導、助言等の相談支援体制の推進を図ります。

【専門性の高い相談支援関連（再掲）】(健康福祉部保健医療課)

(2) 療育体制の充実



現状と課題

- 各市町村において、障がいを早期に発見し、成長段階や個々の特性に合わせた適切な支援を行うため、療育機関、保健センター、医療機関、保育所、学校等と連携し、早期に療育（発達支援）を提供する体制の確保に取り組んでいますが、障がい児本人の状況やニーズにきめ細かく応える体制の整備が求められています。
- 療育（発達支援）を行う県内の障害児通所支援事業所数は増加傾向にあり、平成26年から5年間で児童発達支援事業所は1.75倍、放課後等デイサービス事業所は3.49倍に増加しました。障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、サービスの質の向上に向けた職員の専門性確保や支援者間のネットワーク構築を図る必要があります。

今後の取組み

【県立希望が丘こども医療福祉センターにおける療育支援】

- ① 県立希望が丘こども医療福祉センターにおいて、重度障がい児・肢体不自由児の受入れ、リハビリ、レスパイトのための短期入所、発達障がい児の診療など、障がい児とその家族に対する支援・療育を総合的に行います。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【地域療育体制の構築】

- ② 県立希望が丘子ども医療福祉センターの医師やリハビリスタッフ等の専門チームを地域に派遣し、地域の療育支援体制の強化を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ③ 療育支援に携わる障害児通所支援事業所職員等に対し、研修を実施し、職員の専門性向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- ④ 県発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターにおいて発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、市町村、保育所、学校、障害福祉サービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行い、地域の支援体制の強化を図ります。

【発達障がい児者支援関連（再掲）】(健康福祉部障害福祉課)

- ⑤ 障がいのある児も地域で保育を受けられるよう、市町村に働きかけるなど障がい児を受け入れる保育所、認定こども園の増加を促進します。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

- ⑥ 障がい児保育に携わる保育士等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

- ⑦ 岐阜県保育士・保育所支援センターに障がい児保育に関する相談員を配置し、保育所、認定こども園等における障がい児保育に関する助言・指導を行います。

(健康福祉部子ども・女性局子育て支援課)

(3) 強度行動障がい支援体制の充実



現状と課題

- 自傷、他害行為などの行動が頻回に出現する強度行動障がいのある方は、県が平成 26 年度に実施した調査によると、県内に約 480 人、うち約 80 人が在宅で生活を送っています。
- 県では平成 26 年度の調査結果を受け、強度行動障がいのある方の支援のため、中濃圏域をモデル地域として指定し、緊急時の医療的処置等を行う医療拠点及び退院後の短期入所などの障害福祉サービスについてコーディネート業務等を行う福祉拠点を整備しています。

- 医療拠点、福祉拠点への支援ニーズが中濃圏域に止まらず、他圏域からも寄せられている現状から、全県的に強度行動障がいのある方の支援ニーズが高いと考えられます。
- 一方、市町村から、強度行動障がいのある方の行動障がいが増した時や、強度行動障がいのある方の家族が病気になった時などの緊急時に利用できる短期入所の確保に苦慮しているとの意見が寄せられています。
- 相談支援や短期入所の確保など支援体制が未だ十分とは言えないことから、支援者などの人材育成や基幹相談支援センター等の支援拠点の整備、医療機関を含めた関係機関のネットワーク構築などの体制整備に向けた取組みが必要です。

今後の取組み

【強度行動障がい支援体制の充実】

- ① 強度行動障がいのある方についての調査を平成 26 年度に実施しましたが、更なるニーズを把握し、適切な施策を策定するため、実態把握調査を実施します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② 中濃圏域に設置している緊急時の対応等を行う医療拠点及び福祉支援拠点の他圏域への設置に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ③ 在宅で生活している強度行動障がいのある方の家族が身近な地域で相談できるよう市町村の協議会と連携し、基幹相談支援センター等の相談支援体制の整備や関係機関のネットワーク構築を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- ④ 緊急時の短期入所に対応するため、市町村が整備している地域生活支援拠点と連携し、空床の確保に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- ⑤ 医療従事者向けに強度行動障がい研修を実施するほか、福祉従事者向けに医科的観点からの研修を実施するなど医療と福祉の連携を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)

【強度行動障がいの構造化の取組みへの支援】

- ⑥ 令和 4 年度、社会福祉法人岐阜県福祉事業団が障害者支援施設「ひまわりの丘」を改築する時に合わせて、強度行動障がいのある方の生活環境などを整え、有効な支援方法とされる「構造化」の取組みを計画しています。同事業団が「構造化」に取り組む職員を養成するため、先進施設である独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」へ職員を研修派遣していますが、県ではその人材養成を支援します。
(健康福祉部障害福祉課)

【強度行動障がい支援者の養成】

- ⑦ 強度行動障がいのある方に適切な支援を行う人材を養成するため、強度行動障がい支援者養成研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

- ⑧ サービスの質の向上が求められているため、強度行動障がい支援者養成研修修了者を対象として、より実践的な演習等を行うフォローアップ研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(4) 重度障がい・医療的ケア児者支援の充実



現状と課題

- 周産期をはじめとする医療の進歩や支援体制が充実する一方で、医療的ケアが必要な障がい児が年々増加し、また、医療的ケアが必要な障がい児の寿命も延びています。
- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者が利用できる短期入所等の障害福祉サービス事業所や在宅医療を提供する医療機関、支援に携わる人材の確保など、在宅支援体制の充実が必要です。
- 保護者の高齢化などもあり、在宅で生活する医療的ケアが必要な障がい児の入所ニーズも増加しています。

今後の取組み

【医療的ケアが必要な障がい児者在宅支援体制の充実】

- ① 医療的ケアが必要な障がい児者を介護する家族を支援するため、重症心身障がい在宅支援センターみらいにおいて相談対応や家族間ネットワークづくりを行うほか、保護者のレスパイトに役立つ医療型短期入所事業所の増加を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ② 岐阜大学大学院医学系研究科内に設置した小児在宅医療教育支援センターの運営、医師・看護師・セラピストなど医療従事者向けの実務的・専門的な研修、医療・福祉等の支援を総合的に調整できるコーディネーターの養成及び喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアが必要な障がい児者を支援する医療・福祉人材の育成・確保を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ③ 医療的ケアが必要な障がい児者の在宅生活を支える医療・保健・障がい福祉・保育・教育等の関係者による多職種連携の推進に向け、顔の見える関係づくりを目的とした研究会の開催や協議の場を設置することで、医療的ケアが必要な障がい児者支援体制の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ④ 在宅の医療的ケアが必要な障がい児者やその家族に対し、運動機能等の低下防止と情緒の安定、家庭における介護者のリフレッシュを図る「重症心身障がい児(者)いきがい創出支援事業」を実施し、地域社会の中で豊かな生活を送ることができるよう支援します。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ⑤ 医師や歯科医師、看護師等を対象とした各種人材育成事業や小児在宅医療に関する研究会等により、医療的ケアが必要な障がい児者に対する訪問診療・訪問歯科診療・訪問看護ができる医療機関等の確保を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【入所施設の整備・運営】

- ⑥ 県立希望が丘こども医療福祉センターにおいて、医療的ケアが必要な障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所などを行い、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ⑦ 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の医療的ケアが必要な障がい者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。

(健康福祉部医療整備課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
超重症児(者)・準超重症児(者)の医療型短期入所月平均利用日数	290日 (R元)	369日	
超重症児(者)・準超重症児(者)の受入れが可能な医療型短期入所事業所数(累計)	19箇所 (R元)	21箇所	
医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置数(累計)	30箇所 (R元)	48箇所	

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(累計)	17人 (R元)	60人	
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科健診の実施率	77.1% (H28)	90%	
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科保健指導の実施率	65.7% (H28)	73%	

(5) 難病患者支援の充実



現状と課題

- 難病患者及びその家族（以下「難病患者等」という。）が住み慣れた地域において安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、療養環境の整備に引き続き取り組むことが必要です。

今後の取組み

【良質かつ適切な医療の確保】

- ① 難病患者等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分に対する助成に引き続き取り組みます。

(健康福祉部保健医療課)

- ② 難病患者に対し適時・適切な医療を提供するため、難病診療連携拠点病院・難病医療協力病院や関係団体等が相互に連携協力し、難病患者支援に係る相談窓口の整備や医療従事者等への研修等を行う難病医療ネットワーク事業に引き続き取り組みます。

(健康福祉部保健医療課)

【療養生活の質の維持向上】

- ③ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の推進、就労支援などを行う「難病生きがいサポートセンター」の機能の充実を図ります。

【専門性の高い相談支援関連（再掲）】(健康福祉部保健医療課)

- ④ 地域の実情に応じた支援体制の充実を図るため、保健所ごとに設置した難病対策地域協議会が中心となって市町村など関係機関の連携強化や情報共有に取り組めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑤ 医療依存度の高い難病患者等が安心して在宅での療養生活を送れるようにするため、在宅人工呼吸器使用者支援事業や在宅難病患者一時入院事業に引き続き取り組みます。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑥ 災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の強化を図るため、市町村に対し難病患者等に係る情報の提供など必要な支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- ⑦ 公共施設の入場料等の減免について、県有施設以外の施設でも難病患者等を減免対象に加えていただけるよう、市町村に働きかけます。

(健康福祉部保健医療課)

(6) 難聴児支援の充実



現状と課題

- 耳のきこえは、乳幼児のことばの獲得、発達に欠かせないものであり、子どもの健やかな成長、ひいては将来の社会参加のためにも大切なものです。
- このため、本県では、難聴を早期に発見するため、新生児への聴覚スクリーニング検査の実施体制を整備しているところですが、この検査の結果を踏まえて療育又は教育に繋ぐ体制は必ずしも十分なものではありません。
- 難聴の子どもが、生まれ育つ地域において、できるだけ不自由なく暮らしていけるよう、新生児の段階から途切れなく支援できる体制を築く必要があります。
- また、聴覚障がいのある児童生徒が、学校生活において必要とする支援を適切に受けられることのできるための体制の充実が必要です。

今後の取組み

【難聴児支援の体制づくり】

- ① 難聴児支援に係る保健・医療・福祉・教育の各分野の関係機関の連携の下、新生児から学齢期まで一貫して支援の繋ぎを行うセンター的機能を整備します。
(健康福祉部障害福祉課)
- ② センター的機能の整備により、難聴判明後の保護者に寄り添った相談対応を行うことで早期療育に繋がるとともに、難聴児専門の療育機関から離れた地域に住んでいても、できるだけ身近にて適切な療育が受けられるような体制づくりを推進します。
(健康福祉部障害福祉課)

【聴覚障がいのある児童生徒等の支援】

- ③ 飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援の専任教員や専門性の高い教員を配

置し、聴覚障がいのある児童生徒の保護者等を対象とした相談会、近隣の小・中学校等への指導助言等を行います。また、飛騨地域においては幼児教室を実施します。

【障がいのある児童生徒への対応関連（再掲）】（教育委員会特別支援教育課）

- ④ 県立学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。

【情報環境整備関連（再掲）】（教育委員会特別支援教育課）

3 リハビリテーション体制の整備

(1) 地域リハビリテーションの充実



現状と課題

- 障がいの早期発見、重度化、重複化及び高齢化の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーションに対する需要も増大しており、質的にも高度化、多様化しています。
- 県では、障がいのある方の自立と社会復帰に向けた総合的なリハビリテーションサービスの提供を行う体制づくりが遅れており、急性期から回復期、維持期までの一貫した総合的なリハビリテーションサービスの提供が求められています。
- 精神疾患の再発防止と円滑な社会復帰を図るため、精神障がい者に対するリハビリテーション医学の普及・充実が求められています。
- 安らぎや癒しなど園芸の持つ効果を医療や福祉等に活かす「園芸福祉」を推進するため、ボランティアとして園芸福祉活動を実践できる「園芸福祉サポーター」の平均年齢の上昇等による活動人数の減少及び、新規サポーターの獲得が課題となっています。

今後の取組み

- ① 人材養成施設との連携を図り、関係団体と協力して人材の確保に取り組むとともに、人材養成施設や関係団体との連携を密にし、優秀な人材が確保できるよう研修等を通じて能力の向上を促進します。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- ② 精神障がいのある方のリハビリテーションについては、急性期のみならず、回復期、維持期のリハビリテーションも重要であることから、慢性疾患においては、回復過程に応じて療養場所を移して必要なリハビリテーションなどのサービスを受けるなど、医療機関相互の連携や福祉関係機関との連携により、地域における切れ目のない支援を受けられる体制づくりに努めます。

(健康福祉部保健医療課)

- ③ 「園芸福祉サポーター」の人材確保や活動促進のため、福祉系大学と連携し、学生向けの園芸福祉サポーター養成講座の開催を実施します。

(農政部農産園芸課)

数値目標

項 目	基準値 (時点)	R5 末目標	備考
園芸福祉サポーター認定数	343 人 (R元)	450 人	